

令和 8 年第 3 回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日		令和 8 年 6 月 5 日							
招 集 場 所		江 北 町 議 場							
開 散 会 日 時 及 び 宣 言		開 議 散 会	令 和 8 年 6 月 9 日 午前 9 時00分 令 和 8 年 6 月 9 日 午後 2 時47分					議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員		4 番	江 頭 義 彦		5 番	三 苫 紀美子		6 番	土 渕 茂 勝
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長		山 田 恭 輔		○	健康福祉課長		松 田 佳世子	○
	副 町 長		山 下 宗 人		○	地域づくり課長		宮 本 大 樹	○
	教 育 長		牟 田 久 俊		○	農業委員会事務局長		本 村 健一郎	○
	総務政策課長		山 中 博 代		○	会 計 室 長		山 崎 久 年	○
	町民生活課長		吉 原 和 彦		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦	○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長		大 島 浩 二						
	書 記		山 下 太 郎						
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 6 月 9 日

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 8 年 6 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
田 村 康	1. 空き家の活用について町の考えは 2. 成年後見制度、江北町の申し立て状況は 3. 少人数学級導入について教育委員会の考えは
江 頭 義 彦	1. 安全で迅速な「引き渡し」をお願いしたい 2. 学校における救命活動の推進について

日程第 2 報告第 2 号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 3 報告第 3 号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 4 議案第 26 号 町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例

日程第 5 議案第 27 号 江北町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 28 号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 29 号 江北町基盤整備促進事業に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 30 号 避難所生活環境整備簡易トイレ等の取得に関する契約の締結について

日程第 9 議案第 31 号 避難所生活環境整備資機材の取得に関する契約の締結について

日程第 10 議案第 32 号 江北小中学校 G I G A タブレット端末更新に関する契約の締結について

日程第 11 議案第 33 号 農業委員会委員の任命について

日程第 12 議案第 34 号 令和 8 年度江北町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議案第35号 令和8年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第36号 令和8年度江北町下水道事業会計補正予算（第1号）

午前9時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第3回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

皆様に報告いたします。

3番田村康議員から本日早退の届出がっておりますので、これを許可しております。本人の一般質問終了後に早退されますので、御了承願いたいと思います。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

それでは、日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き、質問表の順序に従い発言を許可いたします。

3番田村康議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○田村 康議員

おはようございます。3番田村康、通告に従い質問いたします。

1問目、空き家の活用について町の考えは。

私はこれまで空き家問題に取り組んできましたが、所有者不明の特定空家等になってからでは遅いと感じています。所有者の特定までに時間がかかります。特定できたとしても、連絡がつかずに前に進まないのが現状です。

空き家問題は、所有者、または管理者が分かっている段階でしっかりと対応しておくことが重要だと思いましたので、今回は少し視点を変えて、今後の空き家対策と空き家の活用について質問したいと思います。

新聞記事によりますと、財務省は人口減少を踏まえ、2043年には住宅の約4分の1が空き家になるとの見通しを立てています。総住宅数に占める空き家の割合は、1988年には9.4%だったのが直近の2023年には13.8%となっており、今後、急激な増加も見込まれ、2043年に

は25.3%に達する見通しです。現在は住宅を新築するときには様々な補助金が用意されているようですが、今後は空き家を減らすための対策として、支援対象を新築住宅から中古住宅に重点を移すとも主張されています。また、財務省の諮問機関である財政制度等審議会においても、空き家の増加は治安や景観の面で地域に悪影響を及ぼし、行政コストが増えるなど、弊害が大きいとの意見を出されていました。

こうした国の動きに併せて、町は空き家の活用についてどのような考えをお持ちなのか、お尋ねします。

1 問目、現在把握されている空き家の総数をお答え願います。

そのうち、使用可能な空き家は何件ありますか、御答弁お願いいたします。

○井上敏文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

おはようございます。田村議員の御質問にお答えをいたします。

現在把握している空き家の総数、また、使用可能な空き家の件数ということですが、空き家の総数は205件、このうち、大きな改修を行わずにそのまま使用ができる空き家については82件と把握しております。

以上であります。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

2 問目、使用可能な空き家について、町として何か対応されていることがあればお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

使用可能な空き家につきましては、江北町空き家等情報登録制度、通称空き家バンクというものがございますけれども、ここにおいて物件情報を公開いたしております。制度の開始以降、35件登録がございまして、うち25件が成約をいたしております。

近年は相談や登録はあるものの、実質的な契約には至らない場面も多くて、取引については低調に推移をしているということでもあります。

以上であります。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

3 問目、これは私の考えですが、使用可能な空き家については、町内の不動産業者等と協力して中古住宅として取り扱うようなことは考えられないでしょうか。以前、空き家バンクの取組もされていたようですが、考えをお聞かせ願います。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えいたします。

不動産業者の協力につきましては、空き家バンクに登録している物件の交渉とか契約のサポートをいただいております。これまで13件、中古住宅が売却をされているということであります。

しかしながら、直近の取引は令和2年で終わっております。ということで、使用可能な空き家につきましては需要が低い立地のところが多くあります。例えば、道路の接続が悪いとか中山間地にあるとか、こういった物件が多くございます。また、賃貸や売却の意向を示されているものの、残している荷物があるとか相続登記が進んでいないとか、そういった問題がございまして、賃貸、売買に出せない物件も数多くございます。

そうした課題もありまして、不動産業者には御協力はいただいておりますものの、有効活用になかなかつながっていないという現状の課題認識であります。

以上であります。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

田村議員からは空き家の活用についての御質問をいただきました。

私はちょうど10年になりますけど、就任当初は、江北町の空き家対策といいますと、もち

ろん除却の補助なんかはやりはしていましたが、どちらかというと空き家の利用をメインでやられておったかと思います。ただ、これも、いわゆる市場に流通させるというよりも、例えば、おへそのおへそであるとか、町そのものが利用をするというような活用の仕方をしていました。ただ、全ての空き家を町が使うということにはなかなかならないし、町が使ったとしても、結局はやっぱり老朽化は進んでいくということでありまして、何よりも、やはり当時も速やかに除却をしないといけない、いわゆる危険な空き家というのが大分あったものですから、大きくそこはかじを切って、空き家の活用よりは、まずは危険な空き家の除却をと方針を変えまして、これまで取り組んできたところであります。

田村議員におかれては、ある意味、空き家対策をライフワークとして取り組んでいただいておりますので、町のそうした取組、遅々として進まずと、大変もどかしいお気持ちもあられるかというふうに思いますけれども、なかなかこれが一件一件ケースが違うというか、いろんな条件が違うものですから、やはり長くかかるにしても、確実に一つ一つ除却をしていくということが大事だと思います。

ただその一方で、ここへ来て改めて、そうやってこのまま放置しておく、やはり老朽化が進んで危険な空き家になりかねないようなものについては、可能であるならば早めにまた利用に供するというんですか、もしくは流通に乗せるというんですかね、やっぱりそういうのが大事なんだというふうに思いますので、これからはその両面でやっていく必要があるというふうに思っています。

そういう中で、先ほどから空き家バンクの話がありましたけれども、私はそういう流通に乗せるということを町がメインですることはどうなのかなと思っています。というのも、私も以前、別の役所におりましたときに空き家バンクの担当をしておりまして。そうすると、実は結構いろいろ問題が生じて、何でかという、民間の不動産会社さんというのはやっぱり信用調査みたいなことも含めてしっかり調査をされて売買をされるんですけど、役所というのはそういうところが少し疎いというかな、曖昧なところがあるものですから、普通に民間では家を買えない、または借りられないような方が、案外、役所のそういう弱いところを見計らって来られることがあって、結局、売却はしたはいいいけど、あまり好ましくない団体の事務所になったりとか、もしくは犬を何十匹とかと多頭飼いの自宅になったりとか、それと、よくあるのがやっぱり周辺住民の方とトラブルがいろいろ起こるというようなことがあったりして、もちろん全てが未然には防げませんけど、私はやっぱりそういうところは民

間のほうがしっかりノウハウも仕組みもあるんじゃないかというふうに思っておりますもの
ですから、ぜひ民間事業者さんに協力というかな、やはりそこに乗るようなところを、縁の
下の力持ちというんですかね、そういうところを果たしていく必要があるんじゃないかなと
いうふうに思っています。

今、ちょっと調べてみたら、いろいろ不動産サイト、江北町でいきますと、今、中古住宅
は7件、実は売却の物件として載っておりました。それと別に、一戸建ての賃貸が4件載っ
ておりますものですから、特に、今はやっぱり価格高騰、新築から高いお金を出して建てる
よりも、中古住宅に手を入れてという機運というんですかね、やはりそういうことにこれか
らはさらになっていくんだろうと思います。コストが大分高くなっていますから。ですから、
そういう意味では、やはり中古住宅、中古物件というものに対しても多分これからは注目が
集まるんじゃないかと思えますから、いいタイミングだというふうに思っていますし、最近
はリノベーションといって、古い家、そういう物件にいろいろ手を加えて、改めて価値を高
めて市場に出すといういろいろな手法というんですかね、そういうのも散見もされます
から、そういうのもしっかり役所として勉強して、不動産会社等々、関係事業者さんとも連
携を取って、また、お力も貸していただいて、やはりそういうふうに未然に危険空き家、老
朽化が進むのを防ぐということが大事なんじゃないかなというふうに思っておりますので、
ぜひそうしたことでやらせていただきたいなというふうに思っております。

先ほど課長が言いましたとおり、条件不利地にある空き家もありますし、そうでないもの
もあります。例えば、石原とかも最近、そういった中古住宅、まさにリノベーションして、
早く次の方が入居されたというのもありますし、観音下なんかも、そういう意味では、空き
家をまたリフォームしたりしてお住まいになっていらっしゃる方もおられると思います。こ
こは結構いろいろ頑張れるところなんじゃないかなというふうに思っています、ぜひそう
いう再び流通に乗せるというところに町としてもしっかり関わっていきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

4 問目になりますが、今後、使用可能な空き家を活用する予定はありますか。考えがあれ
ばお聞かせください。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

田村議員、町としてということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

先ほど申し上げましたように、町として活用というよりは、やはり民間の流通にしっかり乗せていくというところをやったほうがいいと思います。もちろん行政上必要なものがあればですね。ただ、それは特異な例じゃないかなというふうに思いますので、基本的な考え方は、先ほどから申し上げているとおり、役所もしっかり関わって、例えば、民間の不動産会社さんが真っすぐそこに行かれて売らないですかというよりも、役所がまずその間に入るとか、また、役所も一緒に行くとか、そういう役所じゃないとできないこともあると思うので、町そのものが活用するということは、あるとしてもレアケースだと思いますし、基本的にはやはり民間の流通に乗せていくというところをやっていきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

それでは、次の質問に入ります。

令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、特定空家等だけでなく、特定空家等の予備軍とされる管理不全空家等の所有者に対して、行政からの指導ができるようになりました。

ここでパワーポイントをお願いします。

（パワーポイントを使用）これはある地区のごみ屋敷です。

これが今空き家の前に車を置きっ放しという空き家でございます。これは一応話がつきまして、今、業者が入ってもらって、全部撤去してもらっています。それで、今月いっぱい家を250万円ぐらいで解体するということで、解体の段階に話が進んでいきました。だから、あめとむちでやらないと、やっぱりこういうところはなかなか先に進んでいかないということですね。

これも今月いっぱい撤去ということで、あとは解体ですね。これも話が決まりましたので、報告いたします。

ここも一回燃えたところですが、今、北九州の方と話し中で、ここもスムーズに話が持っていける状態になっております。

問題は、この木ですが、これが福岡の東区に行ったときも、この所有者の方のおうちに行ったんですが、所有者がその家におられなくて、業者さんと呼んで話したら42万円ぐらいかかるということで、これもやっぱりもう一度福岡のほうに行って探してみないといけないなと。そうしないと、周りの家に倒れかかってきていますので、そこら辺をまた空き家問題として進めていきたいと思っております。

それでは、1問目、特定空家等の予備軍とされる管理不全空家等は何件ありますか、お答えください。

次に、2問目になりますが、管理不全空家等への対策などは行われていますか、お答えください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

まず、管理不全空家の件数についてであります。

管理不全空家は、田村議員から御説明がありましたとおり、特定空家の予備軍ということで、そのまま放置すれば特定空家に該当するおそれがある状態の空き家ということでありますけれども、これについては現在35件ございます。

2点目の管理不全空家等の対策につきましては、令和7年度は管理不全空家等に関する、いわゆる管理が悪くて、隣が迷惑を被っているというような御相談が18件ありました。多くは遠方に住まわっていて連絡がなかなかつかないとか、管理の金銭負担が大きいとか、先ほど田村議員から御紹介がありましたとおりの理由で、なかなか進まない現状であります。

町の対応としては、文書による改善指導であったり、必要に応じて直接戸別の訪問を行ったりして状況の改善に努めているところであります。このことについては、田村議員にも多大なる御協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

現状としては、対策につきましては、文書指導、直接の訪問ということで、地道に対応しているということであります。

以上であります。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

3 問目の質問です。管理不全空家等も対策をしなければ特定空家等となり、これまで同様に対応が難しくなると思いますが、町としてどのようなお考えか、お聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

管理不全空家等につきましては、放置すると住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。特定空家に移行すると、さらにこれが深刻度合いが増すということでございますので、町としても、町民の生命、財産、安心・安全な住環境を守るということを最優先にいたしたいと思います。

問題の解決についてこれからも努めてまいりますので、田村議員におかれましても今後とも御理解、御協力よろしくをお願いしたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

田村議員におかれましては、今回御質問いただいた空き家対策、また、今回御質問はされておられませんけれども、不法投棄対策には本当に御尽力いただいておりますし、足で稼ぐというんですかね、本当に感服するばかりであります。社会活動家という人たちがおるんですよ。公務員であるわけではない。民間ではあるわけですがけれども、やはり公共性の高いいろんな社会活動に取り組む社会活動家という方がおられますけど、田村議員の日々の活動を見てみますと、議員という枠を超えてというか、議員ということに関係なく、やはり江北町の課題に対して積極的に関わっていただいていることを大変ありがたく思っております。

田村議員がおっしゃるとおりだと思います。このまま放置していけば、さらに深刻化して、わざわざ深刻化したものを除却するというぐらいであるならば、やはり早めに手を打つということが大事だというふうに思います。

実は担当課にも言っております。やっぱり田村議員がおられるというところとちょっと不謹慎ですけど、せっかくこうやって我々役所以外でもいろんな課題に積極的に取り組もうとしてくれている人がいるときに我々が一緒にやらないと、到底役所だけではできないというふうに思っております。先ほど地道にと課長が言いましたけど、やらないことは地道にとは言わないものだから、やっぱり確実に取組をするためにも、改めてではありますけれども、田村議員のお力を貸していただきたいと思いますし、ぜひそれに見合う対応を我々もしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

空き家問題については、地域づくり課の職員さんたちが非常に協力的で、以前より話が進んでいます。あと一步のところまで来ていますので、これからもよろしくお願いします。

それでは、1 問目を終わります。

2 問目、私が住んでいる地域は高齢で独居の方が多く、一人での行動や判断が難しくなっていくのではないかと考えています。今後、成年後見制度の相談あたりが出てくるのではないかと思います、新聞に掲載されたことをきっかけに質問させていただきます。

実際にこの記事を読んだ方から内容についてお尋ねされたのですが、私自身うまく答えることができませんでしたので、執行部の方に説明をいただきながら、私自身スキルアップができればと思いますので、よろしくお願いします。

新聞記事によると、認知症や知的障害など、判断能力が不十分な人の財産管理や生活を支援する成年後見制度で、本人や親族らに代わって居住地の市町村長が利用開始を家庭裁判所に求める首長申立てが2025年の制度開始以来、初めて1 万件を超えたことが最高裁の統計で分かったようです。これは全体の申立て件数のうち4 分の1 近くを占めています。首長申立ては身寄りがなかったり親族の支援が見込めなかったりする場合が対象で、孤立する高齢者の増加が背景にあるようです。

現行の成年後見制度が始まった2000年度には、申立人は子や兄弟、姉妹、配偶者など親族が大半で、首長は23件だけだったのが、その後、増え続け、2025年には1 万139件と過去最多になったとのこと。

それで、質問に入ります。

1 問目、成年後見制度で首長申立てによる制度を利用する場合の条件などを詳しく説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

おはようございます。田村議員の御質問にお答えいたします。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が財産管理や各種契約手続において不利益を受けることがないように支援する制度でございます。

成年後見等の開始の申立ては原則として本人、配偶者、4 親等内の親族などが行うこととなっております。しかしながら、身寄りがいない場合や親族がいても疎遠である場合、あるいは虐待や財産搾取などにより親族による申立てが難しい場合には、本人保護の観点から、首長が家庭裁判所へ申立てを行うことができることとなっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

次に、2 問目ですが、江北町で市長申立ての制度を利用したケースはありますか、お答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

田村議員の御質問にお答えいたします。

成年後見制度が開始された平成12年から現在まで、本町における町長申立ての実績でございますが、令和6年度に1件ございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

田村議員。

○田村 康議員

3 問目、首長が申立てをした場合、こういった方が後見人になるのか、お伺いいたします。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

田村議員の御質問にお答えいたします。

制度上、後見人の選任は、家庭裁判所が本人の生活状況や財産状況、抱えている課題などを総合的に勘案して選任をされます。選任される方といたしましては、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士など、専門職が選任される場合もあります。首長が申し立てた場合は、親族後見人が期待できないことから、専門職が選任されるケースがほとんどとなっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、田村議員から成年後見制度についてお尋ねがありました。恐らく田村議員の問題意識としては、先ほどもととの成年後見制度の仕組みは課長が申し上げましたけれども、御本人の申立て、または配偶者や家族、親族ということなんですけど、最近は御本人をはじめ、恐らくそういう親族の方の申立てということができない、難しいということの中で、首長が申立てをするというケースが全国的には増えているという記事が載っていましたね。

恐らく申立ての条件というよりも、首長が申し立てるとしても、首長が申し立てようとする発端というのがあるんだろうと思うんです。本人であれば、自分はこのままだとなかなかそうした行為が行えないので、後見なり補佐を求めたいというのは自発的なものでありますし、配偶者とか親族というのはもともと近くにおられる方ですから、多分この人にはそういう後見なり補佐なり補助が必要だというところが発端となって申立てということになるわけなんですけど、やっぱり首長が申立てをしようとするためには、首長がそうした状況というのを現認する必要がある。首長というか、担当部署なんですけどね。ということは、そこにどうつながるのかというところが多分大事なんじゃないかなと。恐らく地域にお住まいの中で、田村議員がそういう問題意識を持たれているということはどういうことかということ、本人でも、配偶者でも、親族でもなくても、例えば、近所の人たちがやはり補佐、補助が要るん

じゃないかということで、近所の方が役所に行って首長の申立てをとというようなルートがあるのかどうなのかということが多分お知りになりたいんじゃないのかなというふうに思いますし、恐らくもちろん独居の方もこれからまたさらに増えてくると思います。恐らくそうしたケースということが、多分、江北町も決して例外ではなくなるんじゃないかというふうに思いますので、首長申立て以降の仕組みというよりも、やはり首長申立てに至るパターンと言うといけませんけれども、多分そこがきちんと明らかになっておかなければいけないのではないかなというふうに思っておりますし、ぜひそうしたことをきちんと町としても今回の御質問で再度確認をして、必要なものは、やはり住民の皆さんにもこういう制度がありますよと。場合によっては、そうやって通報なんですかね、通知なんですかね、情報提供なんですかね、ということが出来ますよというようなことをやっぱり知らせることが大事なんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

次に、成年後見制度の現行制度は、一度開始すると基本的に中止ができないなど、使い勝手の悪さが指摘されてきたことから、政府が4月に閣議決定した民法改正案では終身制を廃止し、判断能力に応じて分かれている後見、補佐、補助の3類型を症状が軽い人向けの補助に一元化、個々の事情に応じたオーダーメイド型の支援を可能にする内容との記載もありました。この内容について、国からの情報等があれば御説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

田村議員の御質問にお答えいたします。

現在、国において民法の一部を改正する法律案等が審議されており、成年後見制度についても見直しが進められております。現時点で国から示されている見直しの方向性では、現行の後見、補佐、補助の制度の在り方を見直し、本人の状態や支援の必要性に応じて、より柔軟に利用できる制度への移行が検討されております。また、利用開始後に原則として判断能力が回復しない限り利用をやめることができない現行制度の課題を踏まえ、必要な機関や支

援内容に応じた制度設計とする方向で議論が進められております。

なお、法案が成立した場合は、公布の日から2年6か月を超えない範囲で施行される予定となっており、その間に国から詳細な制度内容や運用に関する通知等が示されるものと考えております。今後の国の動向を注視しながら、制度改正に対応してまいります。

以上でございます。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

私もこの件についてはまだまだ分からないことが多いので、また相談させていただくかもしれないですが、よろしくお願いします。

続いて、3 問目に入ります。

少人数学級の導入状況についてお伺いします。

佐賀県教育委員会は2026年度から県内の市町立の中学2年生に1クラス35名以下の少人数学級を導入しており、これは国の制度改正を1年前倒しする取組で、一人一人の生徒の状況に応じたきめ細やかな指導につながると言われています。

そこで、質問です。

1 問目、佐賀県では既に2025年度から市町村立の中学1年に少人数学級を導入していることですが、江北中学校でも少人数学級を既に導入されていますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

田村議員の御質問にお答えしたいと思います。

少人数学級の導入状況ということでございますけれども、結果として江北中学校1年生から3年生まで全て35人以下の少人数学級編制ができております。

ここで制度的なものを少し説明しますけれども、まず、大きく分けて、国の制度によるものと県の独自の制度によるものと2つ分かれております。中学校1年生につきましては、国の法律改正、公立義務教育学校の学級編制の基準に関する法律、いわゆる義務標準法といいますけれども、この法律改正に伴って全国一律に中学校1年生は35人学級編制になっております。

それから次に、佐賀県独自の制度でございますけれども、以前から国の制度に1年前倒しで佐賀県独自に35人学級編制をしております。その制度によって中学校2年生が35人学級編制になっておりますので、特に、江北中学校については、本来であれば40人学級であれば2学級なんですけれども、この県の独自制度によって今年度3学級編制になっております。恩恵を受けているというところです。

それ以外にも、以前からありました中1少人数学級、チームティーチング選択制というのがありますけれども、これは20年以上前になると思いますけれども、中学1年生が既に少人数学級になりましたので、この制度が必要ありませんので、その財源を使って、今年は中学校3年生に少人数学級、T T選択制というものがございまして、仮に40人学級で2学級になったとしても、その制度を利用して3学級にできる制度もありますので、実質的に3学年全て少人数学級編制が佐賀県ではできるようになっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

3番田村議員。

○田村 康議員

それでは、2問目になります。2025年度から導入されている県内の中学校にはアンケート調査が実施されているようですが、江北中学校にもアンケート調査はありますか。調査があつていれば、その回答内容を説明願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

田村議員のアンケート調査についての御質問にお答えしたいと思います。

このアンケート調査につきましては、先ほど来申し上げておりますように、佐賀県の少人数学級編制、あるいは少人数学級、T T選択制の効果を検証するために実施されているものでございます。

これまで県の議会に予算をお願いするに当たって、本当に効果があるのかというのを問われておりましたので、毎年実施をされております。たしか私が県の学校教育課にいる時代からですので、このアンケートについては20年以上続いていると思います。

今回、江北中学校において回答されておりますので、内容を御紹介したいと思います。

例えば、授業中、声かけや個別指導など、担任が一人一人の生徒に関わる時間が増えたと。学年全体で生徒の学習生活状況を共有しやすくなった。授業中の発言や学校行事等における役割など、一人一人の生徒が活躍する機会が増えた。生徒は落ち着いて授業を受けることができるようになったり、先生に質問、相談しやすくなった。教職員の業務について負担軽減につながったという内容でございます。江北中学校はもちろん全て効果があったというふう

に回答しているということでございます。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

これからも江北町の未来を担う子供たちにきめ細やかな指導をしていただくことをお願いして、以上で一般質問を終わります。

○井上敏文議長

3 番田村康議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時。

午前 9 時50分 休憩

午前10時 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

4 番江頭義彦議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

4 番江頭義彦でございます。質問を始めさせていただきます。

1 問目、安全で迅速な引渡しをお願いしたいということで、皆さん初めて聞かれる言葉かも分かりませんが、引渡しという言葉は、簡単に申しますと、小学校や中学校の子供たちを事件があったときに保護者が学校に迎えに行って、直接自分の子供さんを連れて帰るという状態のことをいいます。ですから、当然ふだんは子供たちは自分たちで登下校するわけですが、いろんな事件・事故が最近多いですので、そういう訓練を保護者の方にも伴ってもらって実施をするというのは、毎年、どこの小・中学校もされている訓練だと思います。そのことについてお尋ねをしたいと思います。

2問目は、学校における救命活動の推進ということで2問考えております。

では、1問目から、最近あった事例も含めて紹介させていただきます。

先日、京都府南丹市で痛ましい事件が発生しました。家族が学校に送ったことになっていた児童は、実際は学校に登校しておらず、その後、行方不明となった事件であります。捜索願が出され、警察の捜査が長引くことになりましたが、結果的には最悪の状態で発見されるという痛ましい事件でありました。

学校現場としては、登校後の児童・生徒の出席確認や日々の家庭との情報交換、家族との報告、連絡、相談、私たちも報連相と呼んでおりましたが、報告、連絡、相談の原則を再確認させられた事案でもありました。これが前段でございます。

後段ですが、本町における小・中学生の安全対策については、まずは登下校時の車両の増加でございます。小・中学校沿いの町道では、通勤車両と、また、送迎車両の増加に伴う事故が考えられますが、そういう状況で、そこに災害が同時に発生した場合、緊急時における児童・生徒の避難誘導や、保護者が迎えに来るわけですが、保護者車両の待機場所、さらには保護者への引渡しの場所や方法、また、その手順について小・中学校間での共通理解を図り、安全で迅速な引渡しができるよう、引渡訓練をやはり年に1回、定期的を実施しておく必要があると、今回、この事件等を目の当たりにして考えるようになりました。

以上の趣旨で、前半の3問、それから、後半の3問、少し内容が具体的に変わってきますけど、後半は具体的に申し上げますので、そういう感じで聞いていただければと思います。

まず、前段の3問、主に家庭との連絡体制について、この事件を受けて、①欠席連絡は、本人が休むことを、基本、誰が誰に連絡するように決めてあるのか。

②連絡がなく、欠席している児童・生徒に対しては、学校はどのように対応されているのか。

③遅れて登校してきた児童・生徒の保護者に対しては、学校はどのように対応されているのか。

今回の事件を見まして、そういったことを考えましたもので、再度確認ということで3問よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1問目の欠席の連絡は、基本、誰が誰に連絡するように決めてあるかということでございます。

こちらについては、基本的には保護者が携帯電話のマチコミアプリにて連絡をしてもらうことにしております。時間帯については7時から8時としておりますが、その時間以降も受付を行っております。

さらに、電話での対応も7時30分から受け付けております。電話での欠席連絡については、教頭、主幹、教務、事務室での受付を行っております。共通の欠席・遅刻届を使用して各担任のほうへ渡してありまして、伝達事項の漏れがないように努めているところでございます。こちらについては小・中学校同様の対応となっております。

2番目の連絡がなくて欠席している児童・生徒に対しては、学校はどのように対応しているのかということでございます。

こちらについては、朝の時間の健康観察の時点で連絡がなくて欠席をしている児童・生徒については、担任が1時間目の休み時間までに家庭へ連絡を行っているところでございます。留守電や電話がつかないときには、教頭、主幹、教務の誰かに連絡がなくて欠席している誰々に電話はしていますということを報告するようにしております。折り返しがない場合は、給食前に再度、担任、もしくは教頭、主幹、教務の誰かが電話をするようにしております。こちらについても小・中学校同様の対応をしております。

3点目、遅れて登校してきた児童・生徒の保護者に対しては、学校はどのように対応をしているかということでございます。

遅れて登校してきた児童・生徒の保護者に対しては、こちらはそれぞれ様々な事情があって遅れてきている児童・生徒もいますので、一律的な対応はしておりません。事情に合わせて、保護者が過度に負担を感じないような声かけ等を行っているところでございます。こちらについても小・中学校同様の対応をしております。

以上であります。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

先ほどのお話の中で、連絡がなく欠席している児童・生徒に対してはどのように学校が対

応しているかということで、やはり1時間目の休み時間までに連絡をされているというようなことで、先日の事件が発生したところの学校なんかもどうだったのかなというふうに、早め早めの対応といたしますか、やはり何かできる部分もなかったのかなとも思ったりしております。

では、題目に出しておりますが、安全で迅速な引渡しをお願いしたいということで、引渡訓練とつけますけれども、本町にも関係がありますが、大雨や台風、地震等の自然災害、また、本県は原発も近いわけで、放射能漏れの事故、さらには変質者の出没等に備えても行うものでございます。そのようなときに対応する、そのときだけというのは非常に難しゅうございますので、そのときに対応するための訓練を毎年日頃からしておくというのが引渡訓練と呼ばれるものでございます。

そういうことで、後半は若干引渡しに関連したことで質問をさせていただきます。

④緊急時の児童・生徒の引渡しはどこでどのように行うのか、説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

江頭議員の質問にお答えしたいと思います。

緊急時の引渡しについては、学校周辺の安全が確保された段階で行うものと考えております。

引渡しの場所についてでございますけれども、おとし小学校で引渡訓練をした際に、運動場ではなく、やはり各教室で点呼をしながら確実に渡すほうがよいという結果を得ておりますので、一旦は体育館や運動場に避難いたしますけれども、校舎の安全性が確認された段階で教室に戻って、保護者のお迎えを待つという形を取りたいと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

説明の中にあつたかと思えますけれども、再度、小・中学校ともに質問させていただきます。

⑤として、小・中学校での引渡しの訓練については前回はいつ実施されたのか、御説明を

お願いいたします。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

小・中学校での引渡訓練の実績でございますけれども、今回は小学校において令和5年5月17日に実施をされております。中学校については今年度予定されているというふうに伺っております。

以上です。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

そしたら、小・中学校とも毎年行っているということではないようでございます。

いろんな事件・事故も発生をしておりますので、ぜひ年に1回は、特に、新入生とか入ってきたりいたしますので、子供たちの命を守るために、して悪いということはないと思いますので、そういうのを保護者の協力を得て年に1回はやっていただけるようお願いしたいと思います。

最後になりますけど、これからの安全で迅速な引渡体制について町の考えをお尋ねいたします。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

これからの安全で迅速な引渡体制ということで御質問ございました。

この答弁をする前に、私自身、学校に勤務しているときに、東日本大震災の後の被災状況、避難状況を生徒会の生徒と一緒に視察に行く機会を持っております。そのとき、たまたま江北中学校出身の生徒さんも一緒に、祖子分の生徒さんだったと思うんですけども、本当に縁があるなと思ったところです。

そのときに教訓を得たのは、津波てんでんこという言葉なんですね。津波が発生すると、車で逃げようとする方が殺到して道路が渋滞いたします。それで逃げ遅れた方もたくさんいらっしゃるって、やはり津波てんでんこという考え方、とにかく高台を目指して分散して逃げ

ましようという合い言葉だと思いますけれども、こういう考え方はやっぱりしっかり教訓として持っておくべきと考えております。

もちろん今の状況で、中学校、あるいは小学校で同時に引渡訓練をした場合、周辺道路は大渋滞です。1人1台来ますので、600台ぐらいは来るでしょうね。600台から700台来た場合に、交通整理できないと思います。そのために、やはり時間的、あるいは空間的に分散する必要があると考えております。中学校だから中学校のグラウンドに入れなければいけないという先入観を捨てて、例えば、まずは保育園を先に避難させて、次には小学校、中学校と時間差で避難をすれば、そのときには保育園、あるいは小学校のグラウンドが空きますので、そういったいろんな場所を使って渋滞緩和に努めるとか、そういう工夫が必要であると。もちろんそのためには御指摘のように訓練も必要なわけですが、現時点ではそういう時間的なタイムラグを設けるとか、あるいは駐車場スペースを幾つか確保しておくとか、そういったことも考えております。

災害の程度にもよりますけれども、水害の場合、あるいは津波の場合は垂直避難、2階、3階の上階に避難することが適切と言われておりますし、地震とか火災とか様々な要因もあります。先ほどおっしゃったように、原子力災害であるとか緊急を要する場合もございますので、様々な災害について少し整理をして、引渡訓練の在り方について研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

あくまでも実際起きた場合には、小学校も中学校も同時にお迎えに来ると。時間をずらしてとかいう余裕は当然そのときはないのかなと思って、本町の小・中学校の見取図を作ってみました。上げてみましたので、お願いします。

(パワーポイントを使用) 上のほうが小学校のグラウンドです。小学校は前の道路から西のほう、東のほう、それから、中央のほうと三方から入れます。常時そこを使ってあるかどうかは分かりません。一番左は車両が入りますね。右も車両が入ります。

そして、赤が入るほうの表示なんですけれども、黄色が出る表示で、プールの横から東分公民館のほうに、先日行きましたら、あそこも閉めてはありましたが、出れるような状況

ではありました。それから、小学校の場合はぐるっと車で小学校北側まで回って、車のまま出ることもできます。駐車場のほうに出ることはできます。途中で、体育館の後ろから幼児教育センターの駐車場につながるコースも出られると。小学校は基本的に3か所の入り口で、あと5か所の出口があると。一斉に避難する場合に、出る方向ですね、やはり500名以上の児童がいますから、日頃からどの学年の何組はどこから避難するとか、保護者も一緒に入って訓練をしておく必要があるんじゃないかなと。

今回、私が非常に心配しているのは、下の中学校でございます。中学校の正門のところ、ちょうど中央にあります、赤い矢印が入るほう、黄色の矢印が出るほうなんです、やはり車で交互に出るというような幅ではありませんでした。どちらかを、出るほうを優先するとか、入るほうを優先する方向で、一斉に出るのは難しゅうございました。そして、出口なんですけれども、鍵はかけてあるんですが、グラウンドの南側にグラウンドから直接出る出入口もございました。日頃は利用されていないかと思いますが、例えば、体育祭とか、大きな重機とか、いろんなものを運ぶときにはそちらを使われているのかも分かりません。中学校のほうは車で入って、川沿いのほうを職員の駐車場から入って南のほうにずっとグラウンドを抜けて、そして、中学校の南側の出口に、グラウンドがちょっと硬いか弱い、グラウンドが荒れるとは思いますが、そこが車が通れるようなタータンなのかアスファルトなのか、何か施工をしていただければ、そちらから移動できるんじゃないかなと思ったりしております。

では、中学校のほうですけれども、今回、私が中学校のほうを取り上げましたのは、これは中学校の東側のさわやかスポーツセンターのほうです。やはり川になっております。ですから、正門のところ以外は川で、そちらからは出れないわけですね。

次、こちらは中学校の西側です。小学校の前に駐車場があるところの川です。こちらのほうが余計に川幅は広がっております。

そのように、全部川に囲まれているわけですね。そういった場合に、やはり避難する場合に、1か所でいいのかどうかというのが、今回、私が課題に上げたところです。2方向避難という言葉もございますように、例えば、校舎も必ず東の階段、西の階段、両方なければいけないし、それが2階、3階、中学校は3階まであります。だから、その辺も、階段が1か所だけじゃなくて、外階段が利用できるのかどうか確認しておく必要があるのではないかなと。特に、火災とか地震とか災害時に1つの避難経路が塞がれても、別のルートを使って

安全に避難できるというのが2方向避難の定義といたしますか。かろうじてグラウンドの南側に出口がございます。ですから、引渡しをしたときに、例えば、お一人お一人車でお迎えに来て、子供を乗せて真っすぐ出るということであれば、この南口まで行けば、南口は左右にも出られるし、正面、さらに南のほうにも3方向に出られるようになっているわけです。ですから、車で行けるような、グラウンドの真ん中を通るということじゃなくて、グラウンドの両端を——南にはトイレがありますが、その辺りを通過して、この南口のほうから出るような出口、出る方法というのも、今、中学校が3学年3クラスですが、小学校は今現在の状態でいいんですが、後々増えて、小中一貫とか、どちらの校舎に子供たちが移動するか分かりませんが、やはり800人とかの児童・生徒数になってきたときの心配をしているところでございます。

今、ここに再度戻しましたけれども、小学校は今の状況でいいのかなと思います。中学校は、先ほどから繰り返しますように、西や東のほうに車が通れるような橋でも架けていただくか、やはり高額になりますから、南のグラウンドを通して車で出れるようにするのか、その辺りを今回課題として上げさせていただいておりますので、最後に、お考えがございましたら答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

江頭議員の再質問にお答えしたいと思います。

中学校の避難経路、あるいは引渡しの方法ということで御提案がございました。

まず、校舎内の避難につきましては、消防法で30メートル以内に2か所の避難口があることということで、これは当然満たしております。外階段も自由に使えることを確認しております。

また、引渡しについてですけれども、先ほども申し上げましたように、やはりグラウンドの状況であるとか、周辺の被災状況であるとか、臨機応変に考えることが必要だと考えております。中学校のグラウンドがぬかるんで普通車では入れないという状況もございますし、そういったときは近隣の小学校であるとか、さわやかスポーツセンターの駐車場であるとか、あるいは近隣の商業施設に応援をお願いして、そこからは歩いてきていただくというようなことも考えられますので、中学校のグラウンドしかないという考え方は持っておりません。

確かに晴天の場合はグラウンドを使って南口に出るのが通常のルートでございますけれども、一部を舗装するとかいうよりも、やはりわだちの少ないところを保護者の方は選んでいかれますので、まずは安全に確実に引き渡すことが最優先だと考えております。中学校の構造上、入り口が1か所ですので、防犯上は非常に有利なんですけれども、避難の際は確かに課題がございます。そういったところも含めて、訓練の中で、どういった方法が望ましいのか検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

今度は、訓練は訓練でいいんです。実際、事件・事故があったときに、やはり保護者の方も我が子を我先にという気持ちで、どこかに車を置いてきて、歩いて迎えに行ってしまうような状況ではなかなかないだろうと。そっちのほうは、やはりある程度ルートを決めて、常に入っていつもらって、直接、児童・生徒の保護者かどうか顔を確認して、または身分証明書とかまではいかないにしても、やはりそこで突き合わせて子供を受け渡すわけですね。それが実際、保護者に一人一人引き渡すというのが引渡訓練、引渡し原則なんですよ。ですから、やはり今後のことも考えて、今の構造上、これで何十年も同じような体制できて、事件・事故はなかったわけですけども、今後、またどうか分かりません。ですから、町として、スムーズな引渡し、今後のために、やはりどこかで、いつの時点かは必ずそういう対策を取らないと、私は何か体質としてずるずると今まできたような、そういう対策では、やはりどこかでけじめをつけるといいですか、覚悟を決めて、さわやかスポーツセンターも本当は東側がございます。本当はさわやかスポーツセンターにでも架かる橋をつないでいけば、あそこには避難もできるし、あそこで待機してもらうこともできます。西は、やはり駐車場が広うございますが、小学校との競合もございますので、難しいと。そして、川幅もかなり広うございますので、やはり橋を架けるには億の金がかかると思います。ですから、やはり東側のグラウンド沿いに、少し車が通れるようなコースといいですか、幅を確保していただいて、南のフェンスのところを空けて出るという非常時の体制を本当にお願ひしたいと思いますが、本町の小・中学校も、多分、児童の引渡マニュアルというのがあるかと思いますので、後でそれを見せていただきたいと思いますし、児童の引渡保護者用マニュアル、これも

作ってあるかと思いますが、それも拝見して、やはりいざという時のために、私はルートだけ話しましたけれども、対策を聞かせていただきたいと思います。

一例だけ申し上げますと、ある小学校では、大規模な自然災害、地震、大雨等が発生し、大きな被害が出たときに、この引渡しを行っているということです。不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき、近隣地域で凶悪事件が発生し犯人が逃走中、児童に危険が及ぶおそれがあるとき、また、弾道ミサイルが発射され近隣地域に着弾した場合とか、そういうケースを挙げて取り組まれております。ですから、本町の小・中学校ともある程度作ってはるかと思いますが、やはりそれに準じて、避難経路といいますか、それを再度お願いしたいと思います。

何か聞くとくところによれば、本町もそういう避難教育の、国ですか、県ですか、何か指定を受けているというような話もちらっと聞きました。ですから、これをいい機会に、避難体制の確立、それから、保護者との引渡しのルール、やはり小・中学校一遍に自由にということであれば、これは収支がつかないと思いますので、小・中学校とも話し合いをされて、保護者がどこに一旦待機されるのか、そして、保護者が直接児童・生徒を迎えに行くわけですね。やはり一人一人に手渡すのが、ここにいるから来なさいとかではないんですね。引渡しをするというのは、そういうことなんです。だから、一人一人の親の手元に直接渡すということでお願いをしたいと思いますので、まだ今後そういう検討の余地があれば一言お願いします。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

江頭議員からの御提案ありがとうございます。

確かに緊急時の避難マニュアル、あるいは引渡マニュアルについては存在はしておりますけれども、なかなか弾道ミサイルの発射であるとか、不慮の事故についての想定まではできていないと思っております。（142ページで訂正）

御指摘のように、やはり児童・生徒一人一人を確実に安全に迅速に引き渡す必要があると考えておりますので、基本的には各学級で担任の確認を経て避難させるというふうな引渡しをするということが原則と考えております。

先ほど御指摘の事業ですけれども、中学校が来年度から文部科学省の学校安全総合支援事業のモデル地域指定校になることが内定しております。こういった事業も活用しながら、さ

らに避難訓練、あるいは引渡訓練の実効ある計画を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

ぜひ江北町の子供たち、小・中学生の安心・安全を保っていただいて、よろしく対策を取っていただきたいと思います。

2 番に入ります。

学校における救命活動の推進について。

前回、少し申し上げましたけれども、小・中学校での児童・生徒の心停止はまれなことではなく、平成26年度から平成30年度に50名の児童・生徒が心臓突然死で亡くなっています。現在、AEDを設置している学校は90%を超えているが、AEDが適切に使用されず失われた命も少なくないとされ、学校はAEDの定期的な点検、管理、設置場所の適正化、教職員の使用訓練が必要とされています。一方、一般市民が心停止者を目撃しても、AEDを使用したのは4.9%で、使用できる者の増加が求められており、子供の頃から救命方法を学ぶことで、社会に出てから役立つスキルになると言われております。

そこで、質問いたします。

AEDは小・中学校でそれぞれ何台、どこに設置されているか。AEDが迅速、確実に使える配置、状態になっているのか。また、誘導のためのAEDシールは表示されているのか。

2 問目、AEDを使った研修は毎年実施されているのか。昨年度実施されたのはいつか。研修には全職員が参加できたのか。また、児童・生徒もAEDを使った研修はされたのか。

3 番、職員や子供たちに対して、医師や消防署、日本赤十字社、日本AED財団等の指導を取り入れた研修は実施されているのか。また、訓練の結果を踏まえてマニュアル等の見直しは毎年行っているのか。

4 番、3 月の一般質問の答弁で、教育長はAEDを迅速に使えるような研修が必要とのことでありました。具体的にどのような研修を想定されているのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

1 問目から 3 問目まで私のほうでお答えしたいと思います。

まず、1 問目です。小・中学校で何台 A E D を設置しているか、誘導のためのシール等は表示されているのかという御質問です。

こちらについては、小学校については南校舎玄関入り口に 1 台、それと、体育館の南側入り口に 1 台、計 2 台となっております。体育館南側入り口に誘導地図のほうがございます。

それから、中学校です。正面入り口に 1 台、それと、体育館南側入り口に 1 台、計 2 台となっております。正面入り口のほうに誘導表示をしております。

それから、2 番目です。A E D を使った研修は毎年実施しているか。昨年度は全教員が参加したか。それと、児童・生徒も使ったかということだったと思います。

小学校、中学校とも毎年実施をしております。小学校については、昨年は 6 月 6 日に実施をしております。中学校は昨年 4 月 9 日に実施をしております。

全職員参加にしておりますが、当日、出張等で数名が参加しておりませんが、別の研修の機会を設けております。

それと、児童・生徒も使ったかということでございますが、小学 5・6 年生、それと、中学校は 1 年から 3 年までで授業の中で使い方については実施をしておりますが、児童・生徒には、何かあった場合にはまず教師に伝えることが第一ですということで指導をしております。

それから 3 番目、職員や子供たちに対して、医師や消防署等の指導を取り入れた研修を実施しているか、また、マニュアル等の見直しを毎年行っているかということでございます。

こちらについては、小・中学校とも白石消防署のほうから講師を派遣していただいております。研修後に職員の対応の在り方や今後の研修の方法についても見直し等を行っているところでございます。

以上であります。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

答弁の前に、先ほどの避難訓練についての答弁の中で、弾道ミサイル発射に係る対応につ

いて記載がないと申し上げましたけれども、実際は記載がございました。Jアラートを通じた緊急情報の対応についても危機管理マニュアルに掲載されておりますので、訂正しておきたいと思います。

続きまして、AEDの研修についてどのようなことが想定されているかという御質問でございますけれども、やはりまずは現場に居合わせた職員が適切にAEDを使用できるように研修を重ねておく必要があると考えております。

（現物を示す）ここに現物を持ってまいりました。ちょうど使用期限が切れたものがございましたので、借りてきましたけれども、なかなか皆さん現物を御覧になる機会がないし、箱の中に入っていて遠い存在だと思いますので、御紹介のために持ってまいりました。

電源を入れますと音声ガイドが始まって、パッドをつけて、どこに異常があるのか、心臓に異常があるのかないのかを判断して、ショックを与える場合と与えない場合と指示が確実にあります。そういったところを研修していくわけでございますけれども、先ほど児童・生徒の役割ということで回答いたしましたけれども、やはり子供たちが直接使うことは想定しておりません。子供たちには大人の人を呼んできなさいと、こういう命を救う道具があるので、その場所を知っていたら教えてくださいというふうな教育をしております。

その上で、教職員が直ちに使えるように研修をしているわけですが、なかなかこれが一人では使う勇気が出ないというのが本音のところでございます、やはり何度も何度も実技を重ねないと難しいなど。

まずは119番通報して救急車を呼ぶというのが大原則でございます。このAEDは救急車が来るまでのつなぎでございますので、人工呼吸とともに、胸部圧迫を5分、10分と続けなないといけないと。ですから、一人だけではなかなか大変な作業でございますので、周辺の先生方を巻き込んで、チームで連携してひたすら胸部圧迫を続けるという作業が必要でございます。そういった研修を通じて、覚悟と命を救うという決意を育てていく必要があると思っておりますので、研修の中では人形相手ですので、なかなか実感が湧かない部分もありますが、実際は胸骨が折れるぐらい強く圧迫し続ける場合もございますので、かなり覚悟が要る動作であります。しかしながら、命を救うという観点ではみんな一生懸命になると思いますので、全ての職員が研修を受けておりますので、研修を受けるだけではなくて、実際現場に立ち会ったときに一人でも命を救えるような行動をするという研修の趣旨を徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

研修のほうもされているということで、小・中学校とも各2台、それが稼業日も、要するに休業日ですね。室内に置いてあつては、やはり取り出せないということもありますので、体育館のほうは多分外のほうなんですかね。校舎の中と体育館のほうということですね。——ああ、体育館の玄関のほうですかね。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

御指摘のAEDの設置場所でございますけれども、玄関、あるいは体育館、いずれも休日の場合も取り出せるように外部に設置をしております。

以上です。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。あと3分です。

○江頭義彦議員

そしたら、これで終わりたいと思いますので。

AEDも、今回、シールがいろいろ種類もございましたので、やはりAEDがあるところに設置じゃなくて、近くにも、矢印、こちらですよということで、結局、AEDが置いてあるところはAEDで分かるわけですから、そこから離れたところにも、ここにありますがということでシールで表示をしていただければ助かると思います。

それでは、今日2点、ちょっとうまく質問できませんでしたけれども、これで終わりたいと思います。

○井上敏文議長

4 番江頭義彦議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時10分。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

日程第２ 報告第２号

○井上敏文議長

日程第２．報告第２号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。８番西原議員。

○西原好文議員

参考資料の中に、今度、環境性能割の廃止ということで、本町にどの程度の減になるのか分かれれば、１点だけお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の御質問にお答えいたします。

環境性能割ですけれども、令和７年度の実績でいきますと、税込218万300円になっております。先ほど言いました環境性能割が廃止された後ですけれども、廃止された後も減収分につきましては地方特例交付金で翌年10分の10補填されると決まっております。

以上です。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

その補填というのは１年限りですか。次の地方特例交付金か何かで補填されると今説明があったんですけど。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の再質問にお答えします。

資料では、以降の環境性能割ということですので、環境性能割自体は計算をされてくると
思います。減収分については当分の間されると思います。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、報告第2号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分
については原案どおり承認することに決しました。

日程第3 報告第3号

○井上敏文議長

日程第3．報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につ
いてを議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

この資料の均等割のところですがけれども、一般質問でも聞きましたけど、1,100円なん
ですけれども、この100円というのはどういうことかというのをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

今回創設されました子ども・子育て支援分の均等割につきましては、被保険者1人当たり

で算定をされております。先ほどありました1,000円というのは、18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である子供につきましては全額軽減ということですが、この軽減を設けなかった場合は算定基礎として1,000円かかるということになります。18歳未満の方につきましてはゼロ円という全額軽減ということが決まっておりますが、18歳以上の方につきましては先ほどの1,000円にプラス100円加算で1,100円ということですので、そもそもの基礎額が1,000円と決まっているということになります。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

ちょっとよく分からないんですけど、もう少し分かりやすく言ってくれませんか。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の御質問にお答えします。

1,000円というのは、先ほど申しましたとおり、被保険者1人当たりで試算をしたところ、子ども・子育て支援納付金として、まずもって均等割1,000円ということで定めがっております。何度も言いますが、先ほどの18歳未満の子供につきましては負担はゼロとすること。ただし、その軽減負担にかからない方、18歳以上の方は先ほどの1,000円に100円加算するということで、まずもって基本額というのが定められております。それが1,000円で試算がされたということになります。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

ちょっと分かりにくいですね。大体1,100円ですよね。その1,000円という100円少ないのは、どういう人が対象になるということですか。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険被保険者全員で均等割を計算したところ1,000円となりますが、18歳未満の約169名の方の税額を全額軽減いたしますので、その軽減分を18歳以上の残りの皆様に負担をしていただくということで1,100円になります。（発言する者あり）（「100円の意味を説明しないといけない。1,000円は均等割と分かるが。だから、100円を説明しては」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

土渕議員。

○土渕茂勝議員

均等割は1,100円でいいんでしょう。だから、100円というのをわざわざつけたのがよく分からなくてね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の均等割については18歳以上の方で負担をしていただくということになっているので、負担をしていただかない方の分も含めた分を負担していただくということで1,100円になりますということです。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「駄目ですか。今のも駄目」「1,100円でよかったんじゃないか」と呼ぶ者あり）

土渕議員、何かあれば立ってお願いします。

○土渕茂勝議員

別に1,100円でよかったんじゃないかと思ってね。

○井上敏文議長

答弁は要りますか。（「いや、もう同じことでしょうから結構です」と呼ぶ者あり）もういいですか。（発言する者あり）（「いや、何かありそうですから」と呼ぶ者あり）答弁は要りますか。（「答弁するのがありましたら、どうぞ」と呼ぶ者あり）健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

再度御説明させていただきます。

169名の1,000円分を1,512名で負担をしていただきますので、1,100円となります。（「1,100円とだけ書いて、18歳以上というだけではいけないのかと。1,000円だけ取る人がいるのか」「それはいいです」「だから、1,000円は書かなくていいんじゃないかと」「書かなくてよかったということですか」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

わざわざ1,000円と書かなくても、いただく人には1,100円いただくわけだから、1,100円、ただし、18歳以上と書けばよかったんじゃないかということですよ。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですね。

ほかに。

（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第4 議案第26号

○井上敏文議長

日程第4．議案第26号 町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例を議題といた

します。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

資料説明のときにも執行部にお伺いしたんですけど、今回の町長、副町長の処罰の件に関しては前例がありますよね、町長、水道のことですね。その辺も参考にされたのか、その1点だけお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

議会冒頭の所信表明はテレビでも流れますし、あまりいろいろ申し上げるのは控えておりましたけれども、今回、少なくとも処罰ではありません。給与の減額ということですから。その意図は今回の事案に対する一定のけじめということですから、町長、副町長についていえば、処分性というのはありません。どっちかという、懲戒処分権者なものだから。ただ、御存じのとおり、政治家というのは寄附行為が認められておりませんので、返納というものができないんです。ですから、条例を定めて給与を減額という形でしかないというのは御存じのとおりだと思います。

その上で、今回、私が10分の1、三月、副町長が10分の1、一月ということを決めるに当たっては、全国の同様の事例をまず一つ参考にしました。というのが、今回は交付金に係る事務でありますものですから、決して言い訳ではなくて、案外、同じような事例は全国にもあったんですよ。その中で、実際公表されているという前提で減額までしているものを参考にして、10分の1、三月というのが妥当だろうということでありましたし、まだ公になっておりませんからここで申し上げることはできませんけれども、実は近隣の県内の町でも同様に、補助金の受領漏れということがありまして、そうした自治体とも情報交換をさせていただきながら、私どものほうが出るのは先でしたけど、そうした内容も確認をしております。

それともう一つは、今、西原議員から御紹介がありましたとおり、江北町の過去の事例ということも参考にさせていただきました。ただ、これが平成21年に事案が発生しておりまして、大分以前のことはありますけれども、実際、町長の給与の減額条例が提案されたのはそれから実に5年後、平成26年6月議会で提案をされております。そのときは、同じように、町長の給与を10分の1、三月減額するという条例案になっておりました。

以上です。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

その延びた理由を説明すると……（「分かっています」と呼ぶ者あり）分かっています。裁判とかなんとかで結果が出てからのあれだったんですよね。だから、今回は潔くじゃないですけど、結果が先に出了たもので、こうやって判断をされたという理解でよろしいんですよね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおり、今日はこれはテレビにも映っていないですよ。傍聴もおられないからですけど、事案の発生は平成21年12月です。どういう事案だったかという、町内の共同住宅で、当時はまだ水道事業を町でやっていたものですから、開閉栓というのがあるんですよ。引っ越してこられたら開栓する、出ていかれたら閉栓するというときに、共同住宅なものですから、開栓の実際申込みのあったのとは別の部屋を開栓してしまったものだから、その部屋が空いていたので、水が出っ放しになってしまったと。本来なら、例えば、流しだったら、そのまま水は流れていくから、水は余計は使われるんですけど、たまることはなかったんですけど、シンクには蓋がついたりしていますね。それが多分閉まっていた。さらに運が悪いことに、蛇口が開いていたものだから、誰もいない部屋を開栓してしまって、要は共同住宅が水浸しになって損害を与えてしまったということで、当時の建物の所有者から裁判を起こされまして、1,200万円ほどの損害賠償請求を受けたという事案でありました。

ただ、過失については少し争いがありまして、もちろんミスをしたわけですがけれども、不動産会社も本来なら蛇口は閉めておく必要があるんじゃないかとか、シンクについても蓋をわざわざしていたからあふれたんじゃないかとかいうことで争いになりまして、実に5年が経過をしたんです。それで、町長の給与の減額条例というのは、最終的に結審をして、負担割合は多分半分ずつぐらいだったと思います。ですから、町としては六百数十万円の賠償をするということで結審をしたんですけど、それが5年ぐらい先になったんですよね。ですから、平成26年6月に給与の減額条例を上げておられますので、それだけ時間が経過したということなんです。

裁判をしていて、うちは悪くないというか、全部うちが悪くないと言っていた手前、責任を取るということにはならなかったのかなと思いますけど、ただ、だからといって、過失がゼロじゃなかったわけだから、だったら、正直5年も先になって5年前のということよりも、まず、首長として、最高責任者として早めにそうした責任を取るというのが大事だったかもしれないなど。そこはやり方、考え方の違いですから、いろいろは言いませんけどね。

多分、後でお話に出ると思いますけれども、当然、そのときに職員についても処分を受けています。ところが、これがまた退職間近だったりとかするものですから、結局は職員については、まだ結審をしていないけれども、処分をしたということと、もう一つは、退職間際だったので、処分を受ける前に、職員は政治家じゃありませんから返納ということが出来ますので、処分相当額の給与を返納したというような事案があります。

さらに言うなら、そのときの議事録も拝見をしました。当時の西原議員は、どちらかというと、処分の内容そのものよりも、やはり再発防止をいかにやるのかと。特に、5年たっていますからね。5年前のこと、この5年間にどれだけ再発防止の事務の見直しをしたのかという御質問をいただいておりますけれども、担当課長の答弁を見ますと、事案が発生した当初に何回かはしたが、その後はみたいなことを書いてありました。

今度、土淵議員は逆に職員の処分をするのはおかしいじゃないかというような御主張をされました。それはもちろん御党の精神からいっても、やっぱり働く者を守るという姿勢から、そういうミスがあっても職員を処分するのはおかしいというお立場で御質問をいただいたんだろうというふうに思いますけど、多分その2件の御質問があっていたというふうに思います。

いずれにしても、係争中だからということで実際の給与の減額条例は結審をした5年後になっておりましたということです。

以上です。

○井上敏文議長

いいですか。

ほかに質疑の方。池田議員。

○池田和幸議員

前、議員のほうに交付されました「交付金受入れの事案の発生について」というプリントの中で、事業の概要の後の内容に、上司が必要な審査を怠ったことで誤った回答をしたと書

いてあります。まず、ここを説明していただきたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

当該職員に答えさせるのは酷かなと思ひまして。

一言で言えば、担当者任せになっているんですよ。担当者が事務処理をして、もちろん決裁は課長決裁とか取るでしょう。ある意味、職員を信じているがゆえかもしれませんけど、大方びしゃっとしているはずだといって、判こを押してしまっているということで、本来なら、やっぱり決裁権者だけではなくて、その決裁のルートにあるときには、自分が判こを押すということは自分が責任を果たす、また、いよいよのときに責任を取るということなんですよね。ところが、言葉はよくありません。今は差別用語だから言えませんが、昔はよくめくら判とかいう言い方をして、とにかく流れ作業のように判こを押してしまっていることで、結局、そういうミスが——ミスは起こり得ます。けれども、そのミスを発覚することができなかったということだと思います。

今回、議会の冒頭で申し上げましたように、個人の誤りが組織の誤りになってしまうということは、結局、個人頼み、個人で仕事をしてしまっているから、決裁は打つのに、決裁者が、判こを押す者がやっぱりそれぞれの責任を果たしていないということが今回の原因の一つだと思っています。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

それはよく分かります。ただ、今回、こういうことがあって、組織の体制ということで町長は言われました。自分が思うには、こういうことがあって、組織の体制とされるのは余計に職員に対しての比重が大きくなるような感じがしないでもないです。その辺があって、その辺を1つ聞きたい。

もう一点、すみません、副町長の減額、同じように書いてありますね、1か月と。この違った理由は何かあるんでしょうか。その2点。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

後のほうを先に答えますと、それはやっぱり責任の度合いだというふうに思っています。当然、最高責任者は私でありますから、私のほうが重いというのは当然かなというふうに思います。先ほどまだ公表されておりませんが申し上げた近隣の事例も、また、ほかの自治体の事例も参考にして、首長と副首長では差をつけているということでもあります。

それと、さっきの組織の話は、所信表明のときに言ったように、オプションで申し上げたつもりなんです。ですから、今の時点から組織改正の準備をしているということではなくて、そうしたことも検討をする必要があると。というのは、やっぱり中間職制の見直しということをししないと、それぞれが責任ある職務を果たすことができないんじゃないかという自分なりの問題意識があるものですから、今おっしゃったように、組織改正すれば全て収まってよくなるというふうには思っておりませんので、まずはこの3か月間、信頼回復期間ということとで申し上げましたので、それ以外の再発防止ということをする必要があると思っています。

1つは、申し上げたように、以前のように公文書、いかにも組織で仕事をやっているというんじゃなくてメールで来るんですよ。このメールを担当者が見て、結局、決裁を上げるまでそこで持っていたりするということがあるので、今回、公文書、メールの取扱いについては、まずは上司がきちんと確認をして、そして、期限であるとか、仕事のやり方であるとか、そうした指示をきちんとして、そして、課として、もちろん係としてもですけどね、仕事の管理をしていくということをまず徹底をしたいというふうに思います。

それともう一つは、これはどちらかというと組織の話です。個人の話でいけば、やはり職員個々の資質の向上ということをする必要があるというふうに思っています。組織にも関係するんですけど、実は山下副町長が就任をされて、正直、我々の決裁の在り方とかには大変驚かれました。毎年、監査からも指摘をいろいろいただいていますから、実は事務改善委員会というのをしばらく開いていたんですよ。これがある程度そういう大きなところは改善ができたかなということで今は中断しているんですけど、今回はもっと基本のキのところを事務改善ということでやる必要があるかなというふうに思いますし、少なくとも我々が民間企業と違うのは、やっぱり公金を扱っているということと公務に携わっているということなんですよ。別にそのぐらいの金なら、いよいよなら俺が出すと、出したくても出せないんです。それは公金だから。だから、そういう意識ということもきちんともう一度職員個々に植え付ける必要があると思います。

特に、最近は社会人経験者を採用しています。もちろん民間でいろんな経験をして大変有能な職員がたくさん入ってきてくれているんですけども、その一方で、公務に携わるということについては、いろんな経験の割には、長くは役所にいませんので、実はそういうところもあるのかもしれないものですから、今回を機に、もう一度職員個々の意識づけとか資質の向上ということもやりたいと思いますし、組織ということも含めて、先ほどの副町長トップでやってもらっていました事務改善委員会というのももう一度再開をしたいというのが2つ目です。

それともう一つは、これは担当課は多分嫌がるとは思いますけど、やはり交付金関係の事務を移管する必要があると私は思っています。基本、予算の管理は財政でしているんですけども、交付金だけは企画のほうでやっているんですよ。だから、今回も企画で仕事を当て込むということと予算ということの間に差があったと思いますので、言ったように、ほかの自治体も同じようにしているんですよ。私も企画の担当をしていましたから、何でこれを企画する必要があるのかなと。やっぱり仕事を把握しているという意味でしていたんじゃないかなと思うんですけど、今回、交付金関係の事務は財政係に移管をしたいということが3つ目です。

4つ目は、さっきおっしゃったように、最終的に組織ということは検討をしたいというふうな順番で思っております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

いいですか。

ほかに質疑の方。

（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第26号 町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例は原案どおり可決することに決しました。

日程第5 議案第27号

○井上敏文議長

日程第5. 議案第27号 江北町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第28号

○井上敏文議長

日程第6. 議案第28号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

ページ数でいえば57ページの新旧対照表の中で「被害者参加人」というものが新たにつけられました。条例の第22条、現行でいけば、(2)の「裁判員、証人、鑑定人、参考人等」というのが「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等」というようなことで区分けをされました。「等」という中に被害者参加人というのが出てきた経緯が分かればお願いしたいなと思いますけど。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案の説明の折にもお話をさせていただいておりますけれども、被害者参加人という項目については、これまで国家公務員の人事院規則の中にも規定がされていなくて、これまでは年次有給休暇で取られていたところでございますが、これが国のほうが定められました第5次犯罪被害者等基本計画の中で、国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知・検討の項目が盛り込まれたということで、この特別休暇として被害者参加人も特別休暇の中に盛り込むというような改正をされておりますので、それに併せて、今回、町の条例にも特別休暇の中に被害者参加人を追加するというものでございます。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

新たにできた文言という理解でよろしいですか。今までこういった被害者参加人という文言はあったのなかったのか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えします。

休暇の中にはこれまで被害者参加人という定めはなかったです。ただ、裁判所の出頭命令をされた方は被害者参加人として裁判の中に参加をされていたわけですが、職員等が被害者参加人として求められた場合に出頭するときには、実際、これまでは特別休暇では参加できていなかったということなんですよね。これを条例の中に盛り込んで、被害者参加人として出る場合には特別休暇を取れるようにしたいということです。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

恐らく西原議員の御質問の向きは、現行のほうは「参考人等」と書いてありますよね。今

回、言ってみれば被害者参加人ということを出したのであれば、改正案のほうは「等」は要らないという意味かなというふうに思います。

もともとの現行の「参考人等」の中には被害者参加人は入っておりませんでしたので、先ほど課長が申しましたように、新たに追加されたものということになりますので、改正前も後も「等」そのものが示すものは変わっておりません。

じゃ、どういうのがあるかというと、例えば、検察審査会の検察審査員とかその補充員とか、ここには全部書き切れないわけですが、でも、「等」の中にいろんなものがあつたんですよ。ただ、今回はこの「等」にも含まれていなかった被害者参加人を加えたというふうに御理解いただいたらいいかなと思います。

以上です。

○井上敏文議長

いいですか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第29号

○井上敏文議長

日程第7．議案第29号 江北町基盤整備促進事業に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

これも議案説明のときにお伺いしました。堅水閘の場合は受益者負担金は100分の15ですよ。面になれば100分の12.5となります。

考え方とすれば、堅水閘自体は暗渠排水の最終排出口なんですよ。昔でいえば、工事を

していたら暗渠排水と一体化なんです。という理解でいけば、堅水閘だけ負担率が高くなった理由か何かあるんですか。そこら辺は分からないですね。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

まず、堅水閘につきましては、この基盤整備促進事業という事業が、この条例が令和４年に出されておりますけれども、このときは(1)のさが園芸888推進型も100分の15ということで、暗渠排水型も100分の15、率を合わせられております。

今回、面整備のところを追加したわけですが、ここにつきましては、平成17年と平成25年に暗渠排水事業を実施しておりまして、その際も受益者分担金12.5%で行っております。ということで、過去の受益者分担金の率と合わせたということであります。

以上です。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、今回、同じ申請の中で面整備と堅水閘の２種類出てくるということはないですね。何でかといったら、堅水閘は15%徴収する、面整備では12.5%と、それはおかしくないかと地元からクレームが出なければいいんですけど、そこら辺が分かればお願いします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

今回、６月の補正予算でも予算のほうを上げさせていただいておりますけれども、今回整備するのは面整備のみ予定しております。

以上であります。

○井上敏文議長

９番田中議員。

○田中宏之議員

豎水閘と面施工、100分の15と100分の12.5かな、違うのは、やっぱり工事の方法が全然違うからそういうふうになっているんじゃないですか。どうですかね。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

そうですね、工事内容も当然違うということもあります。それと、1つは、先ほど申し上げたとおり、過去の受益者分担に12.5%で取りましたので、ここと整合を取ったというのが一番大きな理由であります。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

そしたら、豎水閘もしましたね。それは100分の15やったんでしょう。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

議員のおっしゃるとおりであります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

やっぱり我々は仕事をしていると、そこしか見ていない、非常に近視眼的になりがちなんですよね。今回はもちろんそうやって議論をした上での負担率ではありましたが、先ほど御質問いただいたようなことが多分一番町民の方が疑問に思われること。何であれば15%で、これは11. 幾らかというときに、こっちもしどろもどろじゃなくて、こうこうこういうことなんですということをやっぱりきちんと申し上げないと、それもあります、確かにそういうこともありますねとか言っていたら、住民の皆さんからすれば実際負担の割合が変わってくるからですね。もちろんきちんと決めはしましたので、きちんと決めた理由をやはり御説明をするように我々も努めたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方。8番西原議員。

○西原好文議員

すみません、ちょっと理解に苦しむんですよね。堅水閘の構造、宮本課長、分かりますよね。堅水閘というのは、今回、古川の河川のところに、出しにくいところとか、あと、排水するところが小水路が観音下地区にも幾つかありますよ、田んぼの途中に。それは何でかという、面整備の中に集合してから排水するところがほんの僅かなところしかないから、そこに集めて出すんですよ。結局、それ自体も暗渠排水なんです。そのやり方が、真っすぐ川に出すものと、集合して何か所かにまとめて出すだけの違いなんです。工事的には暗渠排水工事なんです。それが、やっぱり今町長が言われたとおり、何で同じ暗渠排水工事に堅水閘だけ負担割合が大きいのかと聞かれたときには、やっぱりちゃんと説明できるようにしておったほうがいいかなと思います。

古川のときに堅水閘だけ工事をされましたよね。特別にああやってすると、ひょっとすると15%でもいいとなるかもしれんけど、面工事と堅水閘と一緒に工事をすると、ただ集合させて出すのと1か所ずつ出すのとどう違うのか、これは一緒やろうと言われたら、ちゃんと答えられるようにしておったほうがいいかなと私は思いましたので。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返し言いますけど、やはりそこはしっかり説明ができるようにする必要があると思います。ただ、そのときの説明が、前こうだったからということだと、さっきから仕事のやり方の見直しの話をしてしまったけど、もちろん整合性を取ってという格好いいですけど、じゃ、何でもとも前の堅水閘と暗渠で違ったのかと、もう一步踏み込んで考えるということが大事だと思います。

例えば、今回はそうじゃないですけど、さっき言われるように、構造は一緒に同じ効用を発揮するのであれば、やっぱり一緒がいいよねと。そしたら、これはうちで一緒にされないんだろうかというような議論が本来されるべきかなというふうに思います。

ですから、整合を取ったといえれば聞こえはいいですけど、前と同じにやっていますと。だから、横を見ると、横とは違うということがあるものだからですね。だから、今回はきちん

と御説明ができるように準備をさせていただきたいと思います。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第29号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第30号

○井上敏文議長

日程第8．議案第30号 避難所生活環境整備簡易トイレ等の取得に関する契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

これも勉強会の折にちょっとだけ質問しました。保管場所について、総務政策課長、これともう一つ、この後にまた出てくる整備される機材が発注されるわけですけど、今度、スポットクーラーとか、いろんなあれも、小・中学校の体育館だとか保管場所を見てもらって、やっぱり災害のときにすぐに出せるような体制をぜひ取ってもらっておきたいと。詰め込んだが挙げ句、肝腎なときに、現場に行ってみると山のように積まれていて、出すのにすごく苦労したとならないように、今回2か所、山口でいえばネイブル、さわやかスポーツセンター、小田地区の防災倉庫の中にといい説明でしたので、ぜひそこら辺は整理整頓されて、すぐにでも出せるような体制を取っておいてもらわないと、やっぱりこれだけの量、相当な量になろうと思いますので、そこら辺はぜひですね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回は幸い交付金を活用して、ふだんだったら買えないというか、こんなに余計買えないようなものもこれを機会に備蓄といいたいでしょうか、準備をさせていただきます。特に、今は物資不足なものですから、こうやって特に災害関係のものを備えておくということは大事なことかなと。

ただ、おっしゃったとおり、たしかあそこにあつたろうと、何か家の印鑑を探すのとはちょっと話が違うものですから、我々もせっかくだったらいろいろ業務の改善みたいなこともやっぱりしていった方がいいと思うんですよね。さっき江頭議員から避難訓練の話がありましたけれども。

買ったからにはいかに即応できるかというところが大事なので、そういうところも日々の業務の中でやっぱり工夫をしていきたいと思います。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。1 番酒井議員。

○酒井明子議員

今の関連で、やはりポータブルソーラーパネルや充電式など、全てが前もって充電が必要なものばかりがそろっていきますので、それをどのような形でどの時点で充電を常にしておかれるのかどうか、その辺も予定をされているのかどうか、お教えてください。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

定期的にやはり充電が必要ということでもありますので、ポータブル発電機については庁舎内のほうに置いて、定期的に充電を行いたいと考えております。

今回、大規模災害を想定した備蓄ということで、全部の避難所に整備できるように、このような大規模な感じで購入をするわけですが、先ほど西原議員もおっしゃっていましたが、すぐに出せるように整理をした上で、もちろん使うときにはすぐ使えるようにという形で対応していきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。

ほかに質疑の方。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第30号は常任委員会に付託することに決しました。

皆様にお諮りいたします。12時近くとなっておりますが、議案第31号、関連みたいなものですので、ここまで審議して午前中は終了して休憩に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

日程第9 議案第31号

○井上敏文議長

それでは、日程第9．議案第31号 避難所生活環境整備資機材の取得に関する契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

この資機材について、先ほど同僚議員からバッテリーだとかいうのが出ました。一番下にLPガス&ガソリン発電機が6台購入予定です。

消防格納庫におかれては、発電機の盗難等も発生しております。もし置かれるのであれば、施錠できるところとか、なかなか難しいと思うんですけど、災害が発生したときに早急に取り出すためには鍵が——消防はまさしくそのとおりなんですよ。消防車を出せるように、基本、シャッターの鍵は開いているんです。そういったのをつけ狙ってという申し訳ないんですけど、発電機の盗難等が結構発生したりしたものですから、盗難等も考えた上で保管を考えてもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

この一番下のLPガス&ガソリン発電機エルソナについては、考えているのがスポットクーラーとかジェットヒーター用の発電機ということで考えておりますので、こちらは小・中学校のほうにスポットクーラーとジェットヒーターと一緒に保管をしたいと考えております。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、なおさらのこと、今、課長が言われたので、小・中学校、子供たちの手の届かないというか、教育長、これはぜひ保管場所については、総務政策課が担当で配置されるかもしれませんが、教育委員会もしっかりと子供たちの安全のことを考えて、配備についてはお互いに話し合いをされて設置してもらいたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第31号は常任委員会に付託することに決しました。

審議の途中でありますが、ここで昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

日程第10 議案第32号

○井上敏文議長

日程第10. 議案第32号 江北小中学校G I G Aタブレット端末更新に関する契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

昨年10月21日に端末更新について議員例会で出されたと思いますけど、今回1,065台を更新されるということですが、そのときの資料は933台となっています。まず、この増えた理由を1つお願いします。

それと、今回、前の933台の分は全て廃棄と聞いています。廃棄することについて何かほかに方法がないのか、その辺を少し伺いたいと思います。

あと1点ですけど、これに持ち帰りを強化し、家庭学習の充実を図っていくと書いてあります。私が聞いたところでは、学年によって持ち帰りができていないようなことを聞いています。その辺をもし分かればお願いします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

池田議員の御質問にお答えします。

まず、台数ですけど、議員例会での説明時には多分予備機が入っていなかったと思います。今回、6年間で更新を考えておりますので、140台の予備機を予定しております。実際に使う数としては、小学校が582台、それと中学校が269台、それと予備機が140台、それに教師用の端末が74台ということで1,065台というふうになります。

それから、廃棄の分ですけど、これについては、今回、他市町との共同調達によるプロポーザル審査によって行っております。この共同調達を行うときに、他市町のほうの提案内容に既存タブレットの回収が無料でできるという提案を業者のほうからいただいて、それを採用いたしておりますので、実際は廃棄をするときは処分代がかかるんですけど、それがまず要らないということが1つ。それと、今回廃棄する端末はWindows型でスタンドアローン型ですので、今までの小テストのデータですとか、そういうのが全部端末に残っている可能性があるということで、そのデータ消去までするには、その分、処分代がかかるということ

もありまして、提案で無償で回収していただくことができるというふうになりましたので、他市町と共同調達の審査の上、回収をして処分をしてもらうということになっております。

それと、持ち帰りについてですが、教育委員会のほうでは持ち帰っていいですよ学校のほうには言っておりますが、現在のところ中学校が長期休暇中に持って帰っている、小学校については持ち帰りになっていないということで、今回導入します端末はクラウド上で情報が共有できるようになりますので、今回は家に持って帰ってクラウド上で情報が共有できますので、今回からは持ち帰る学年についてはどんどん持ち帰っていただきたいということで教育委員会も学校のほうに言っていきたいというふうに思います。

以上であります。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、そちらからもらっている参考資料の1,065台の内訳には先ほどの予備機は書いていなかったの、これに予備機が含まれているということですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうですね。その辺は、もし分かれば、この資料にも、どの辺で分かったかは分かりませんが、掲載をしてほしかったと思います。

それともう一つ、業者のほうに前の分を廃棄する場合は、他の市町というのはどこで提携をされているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

もう一つ、持ち帰りの分ですけど、これは前に私も一般質問でさせていただいて、持ち帰りができていると聞いていたんですけども、今は長期休暇中だけなんですか。中学生もふだんは持ち帰りできない。その辺はどうですか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

共同調達の市町については、ちょっと全部のところは覚えておりませんが、武雄市、鳥栖市、佐賀市、鹿島市、それと白石町は私が記憶をしているところで、ほかもあったと思います。その仕様書の中で、共同調達をする場合は既存PCは回収をするということで書かれております。

それと、持ち帰りについては、持ち帰ってよいというふうにしておりますが、学校側で今

のところ長期休暇中だけということで運用をされている状態であります。

以上であります。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

持ち帰りの分に関しては何か釈然としないですね。教育委員会が学校側に対しての指導と言ったらおかしいですかね、何か共有というか、そういう中で、私も前の質問をさせていただいたときは、やっぱり持ち帰りができていなかったのも、うちの町も持ち帰りをお願いしますという質問をしました。そのときは、教育長は違いますけれども、前の教育長るときですけど、ぜひ持ち帰りをさせるようにしますということを言われたんですよ。それが今、課長の答弁だと、教育委員会じゃなくて学校側に任せているような感じに聞こえます。その辺は、私もほかの保護者さんからとか聞くと、ばらばらですよ、学年によってとか、クラスによってとか。その辺は教育委員会が把握をされて指導するようなことはできないんですかね。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

御指摘の持ち帰りについては、昨年来、課題になっておりましたので、学校に伝えて、持ち帰りができるようになったということも承知されていると思います。

1 年生はちょっと難しいところがありますけれども、2 年生以上については既に持ち帰りが可能となっておりますので、積極的に持ち帰りを指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

学校のことでありますから、できれば教育委員会のほうで、持ち帰りができているかできていないか、どのクラスが持ち帰っているのかというぐらいの把握はやっぱりしていただきたいと思います。そうしないと、我々議員もふだん持ち帰られているんだろうという感覚でしかないもので、その辺はそういうふうにしていただきたいと思います。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

すみません、先ほどの共同調達の市町ですけど、私がお答えした以外に、小城市、それから、嬉野市、基山町、大町町、それと太良町になります。

以上であります。（「逆にできていないところは」と呼ぶ者あり）していないというか、整備の時期が違いまして、更新する年度が違いますので、例えば、うちは8年度でやっていますが、7年度でやっているところもありますし、9年度でやるところもあります。

以上であります。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

いいですか。

8番西原議員。

○西原好文議員

関連ですけど、プロポーザルにする意味があるのか。共同調達の意味というか、廃棄するときの費用がかからないというだけなのか。こうして見ていたら、契約書あたりを見ても何ら普通の契約と変わらないから、共同調達する意味というのはあるんですかね。そこら辺が何かぴんとこないんだけど。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、一番のメリットとしては、スケールメリットとして、他市町との共同調達にすることによって台数が増えます。そのことによって1台当たりの単価がかなり下がります。それが最大のメリットであります。

それと、今回、うちのほうがWindowsからGoogleのほうに変更をしたわけなんですけど、他市町もGoogleにされているところがあるということで、Windowsのタブレットで更新されるところはWindowsで、GoogleでされるところはGoogleでということで、今回、まとまって台数を増やして1台当たりの単価を下げたということが最大のメリットでございます。

以上であります。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

もう一点お聞きします。

この予備の140台というのは、予備機というのは実際どの程度使われるのか。まず、大体1人1台ずつ配備するわけでしょう。この予備機というのはこういったときに予備機の活用をされるのか、分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えします。

大体1年当たりで20台から30台ぐらい故障をします。故障した際には業者のほうに持ち帰ることがございますので、そのときには予備機を使っていただくと。それと、万が一、持ち帰りをしていたときに落として壊れたとか、そういったときには予備機で対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

先ほど2年生から持ち帰りというのは、中学校2年ですか、それとも小学校2年ですか。

もう一つ聞きますけど、共同購入ということで、このタブレットの機種というのは、今、ずっと自治体の名前が出ましたけど、同じものというふうに理解していいんですかね。そのことを含めて。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

先ほど2年生と言いましたのは小学校2年生のことです。1年生は紙の教科書で、今、あいうえおをしっかり勉強しておりますので、2年生以上が持ち帰りの対象と考えております。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどお答えをしておりましたが、OS、オペレーションシステムがWindowsからGoogleのほうに変わります。ですから、機種としてはヒューレット・パッカード社のタブレットを使うんですけど、その中身といいますか、システムがWindowsからGoogleに変わるということです。

以上であります。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第32号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第33号

○井上敏文議長

日程第11．議案第33号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

これも説明会の折にちょっとだけ担当課のほうからお聞きしました。選考委員さんの中に、前の農業委員長さんということでした。任期がまだ来ていないですよね。8年7月19日が任期ということで、今の新しい委員さんじゃなくて前の委員さんですよね。その方のもう一つ前の委員長さんが選考委員さんという理解でよろしいですか。

○井上敏文議長

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（本村健一郎）

西原議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、今の前の委員さんになります。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第33号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第12 議案第34号

○井上敏文議長

日程第12. 議案第34号 令和8年度江北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

事業説明書の1ページ、ここに目的の中に医療費助成オンライン資格確認とあります。この説明をお願いします。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

池田議員の御質問にお答えいたします。

現在、子どもの医療費やひとり親家庭等の方が病院受診をされる際は、保険の資格者証とともに、受給資格者証を窓口で提示をされます。その分が、資格者証ではなくて、マイナンバーカードと資格をひもづけることで、医療機関に受診される際にマイナンバーカードを提示することで、その資格も医療機関側が把握できることになるシステム改修となっております。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。

私も病院に行ったとき、マイナンバーカードを使っています。ただし、スマホのほうにマイナ保険証を入れているわけですね。それで対応されるところは、例えば、好生館とかができないんですよ。逆に言えば、近くの病院、歯医者さんとかはスマホでできるわけですね。

その辺は町のほうに聞くのは分からないかも分かりませんが、充実しているところが少ないのかなと思いますけど、何か課長のほうで答弁できれば。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

池田議員の御質問にお答えいたします。

医療機関側も個々の医療機関のほうでシステム改修等をなされていると思いますので、まだその体制の確保というのは個々の医療機関によってスピードの差があるのかと思っております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

事項別明細書の 6 ページ、7 ページで、消防債、これは町長が同僚議員の一般質問の中で緊防債を今回活用されるというような答弁がされておりました。そのほかに、こういった空調設備の起債で何か使いやすい起債があるものなのか、そこら辺が分かれば 1 点お願いいたします。

それと、事業説明書の 13 ページに事業費の説明が表であります。今回、同僚議員が小・中

学校の空調の質問をされたときに、小学校、中学校は建てられた年数も違うし、構造的に断熱がされているのとされていないのとの違いを答弁されておりましたが、設計業務委託が小学校も中学校も同額なんですよ。小学校と中学校の体育館、同額でいいんですか。古い建物と、ちょっと新しいと言うといけませんが、それと、小学校はほとんどガラス張りなんですよ、三角の部分一面。今回、さわやかスポーツセンターとかにも空調を入れてもらいましたが、本当に夏の暑い時期に、温度を吸収するガラス張りとならぬ壁がついている建物とすれば、大分設計の内容が違うと思うんですけど、そこら辺は同額の設計金額で大丈夫ですかね。どういうことで設計されたのか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のように、小学校と中学校については工法が変わってくると思いますので、そこは基礎調査をしてみないと分からないところではございますが、今回は1本の契約で小・中学校の基礎調査と実施設計を行うようにしております。支払いを行うときに小学校費と中学校費で合わせて支払いを行うようにしておりますので、基礎調査をやってみないと、どれぐらいの比率で小学校費、中学校費というのが分かりませんでしたので、今回は1本の契約にさせていただいて、別表で支払いの金額は決めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

一般質問の中でも話がありましたけど、結構、緊防債は使い勝手がいいんですよ。だから、当然これを使うということですけど、避難所にも指定してあるものだから使えるというだけなんです。だから、本来なら、学校の空調を整備するわけですから、交付金がなくはないんですけど、やっぱりそれがもうちょっと充実したほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

今回、全国の会長になりましたと申し上げたんですけど、今度、7月に文部科学省の課長が来るというわけですよ。その名も学校施設整備助成課長か何かで。言ってみれば親玉みた

いなところがわざわざ全国の会長に。今まで見向きもされたことなかったのに。だからこそ、別に私に会いに来られるわけじゃなくて、やっぱり会長を務めている町の状況がどうかということなので、せっかく来られるので、空調整備だけじゃなくて、今のうちの学校の状況とか、そういう制度の話とか、しっかり町のことをアピールして、そういう意味ではぜひ有利に活用したいなというふうに思っています。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

今回、小・中学校の空調の話が出て、前は防災関連でネイブルとさわやかスポーツセンターをつけていただきました。いけないじゃないんですけど、私からすれば、担当課が本来の施設の担当をしてもらいたかったというのが1つ。担当課というか、今度は小・中学校ですから教育関連ですね。ただ、ネイブルにしても、さわやかスポーツセンターにしても、運動施設でしたので、どっちかといえ、担当であることも教育課がすべきでしたけど、防災のほうで先に、町長がこっちのほうでやりますということでスタートしたんですけど、どういったことが起きるかという、不慣れじゃないですけど、さわやかスポーツセンターにしても二転三転しましたよね。

ですから、本来であれば、こういった一大事業は、つけたら何十年とクーラーなどは触らないと思いますので、ちゃんとした設計者を短期で雇ってでも監理業務の委託をちゃんとしたほうがいいかなと思います。現場を見に行って、議員さんたちから指摘されて、新たに図面を出してといった二度手間、三度手間が起きないようにするには、ちゃんとした資格を持った方が監理業務をしていただければ、ああいった議員からの指摘がなくなると思うので、いろんないきさつはあろうけど、担当することも教育課が今回はちゃんと監理、設置までしてもらいたいと思います。そこら辺は十分お願いしておきたいと思いますけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

総務政策課が素人で、教育委員会がプロということはありませんからね。おっしゃるとおり、さわやかスポーツセンターとネイブルですから、そういう意味では教育施設なのですが、少なくとも教育委員会としては、それほど早期に学校施設、社会教育施設、いずれにしても

空調整備ということのニーズについてはそれほど認識がなかったものですから、安全サイドのほうでというか、防災サイドのほうで場所として選んで、今回のような順番になったということなんです。

先ほどからいろいろ技術職員がという話ですけど、最近、ニュースで言っていましたね。全国1,700の自治体で4分の1、25%は役所に技術職員がゼロだそうですよ。建築技師に至っては約4割の自治体でゼロだそうです。そういう意味では、我々みたいな小さな町で、技術職員も1人2人じゃありませんし、幸い建築技師もいますが、うちの町だけ見ると、以前に比べれば大分そういう技術力というのは低下しているかもしれませんが、ほかのまちに比べれば大分恵まれているなというふうに思います。

ですから、当然、それぞれの課に技術職員はおりませんが、役場全体の資源をうまく活用するということと、必要に応じて外部のいろんな企業であるとか団体の支援を受けるという形にならざるを得ないと思うんです。

今回、確かに初めてのことでありましたから、ネイブル、さわやかスポーツセンターの空調整備もいろいろ御心配をかけたところはあるかもしれませんが、このことそのものが我々自身の経験、蓄積になったというふうに思っておりますし、総務政策課安全安心係はいい仕事したなというふうに思っています。

なので、今回、教育委員会がやるということですけど、ぜひこうしたノウハウというのは教育委員会にも積極的に伝えたいと思いますし、教育委員会も謙虚にそうした知恵はぜひ総務政策課に求めてもらいたいなと思っています。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。

9 番田中議員。

○田中宏之議員

事業説明書の7ページをお願いします。

ここは農林水産業関係ですから、私たちの産業常任委員会に付託にはなるとは思いますけど、今日、せっかく町長、副町長がいらっしゃいますので、ここでお話をしておきたいと思います。

まず、補助として米、麦が360円、大豆が100円。補助単価は令和2年と令和7年を比較し

て仮算出で一応予算を立てているということでございますけど、これは調査か何かするわけですか、どれぐらい使ったかというのを。その辺のやり方を教えてください。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

補助単価につきましては、現在、カントリーエレベーターの電気料等を基に、あと、油を使うところは個人乾燥のところを幾らかピックアップして単価のほうを設定させていただいております。ここににつきましては、今後の電気代の使用状況とか、あと、灯油の高騰状況とか、また再度調べさせていただいて単価を再設定したいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

そしたら、ピックアップして幾らぐらい使ったかというのも調べて、その差を出してするというのでいいですかね。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

そうですね、単価を設定いたしまして、基本的には10アール当たり幾らという形で、それぞれの農業者に行き渡るように行いたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

農業者の方は大変ありがたく思われると思いますが、実情をここでお話ししておきます。

今年の麦は刈取り時期にすごく乾燥していて、どんどん乾燥したですもんね。それで、普通、麦というのは水分を12%以下に落とすわけです。大体20%ぐらいで普通の年は刈取りし

て、そして、油をたいて電気でモーターを回して乾燥します。ところが、今年、こぎ落としで12%以下、どうかすれば10%を切っていたんです、ずっと天気がよかったもので。それで、今、課長が調査をしてとか言われていたけど、ほとんど油は要らなかった、はっきり言って。当然、乾燥機も回っていないから電気代も要らなかった。

そういう中でしてくれるということは本当にうれしいですけど、実は乾燥調製よりも、今年は麦わらがすごく多かったわけです。麦わらがすごく多かったもので、麦わらをすき込むため、普通、耕耘は1回ぐらいでいいわけです。ところが、今年は2回、3回とかやっているわけです。代かきまで入れたら、5回、6回とかやるわけです。そうした場合のトラクターの油代、すごく要るわけです。

ですから、イラン情勢で油が上がったということでせっかく物価高騰対策をしてくれているから、これもいいですけど、せっかくしてくれているんですけど、コンバインとかトラクターの油代の助成とかを9月補正でも上げてもらえば本当に助かると思います。

9月の一般質問でもこのことについて質問をしていきたいと思いますが、もし今回のエアコンみたいにはばばっと補正でも上げてもらえば、再質問もしないでどんどんスムーズにいきますので、9月の補正をよろしく願いしておきます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

大変貴重な情報をいただきましたが、今回の物価高騰対策は、実際どれだけ乾燥されたかどうかにかかわらず、面積で補助はさせていただくことになるわけです。単価そのものは、令和2年と令和8年、実際稼働したときの電気料なり燃油代を比較して単価は出させていただきますので、結果的に面積掛ける単価という計算をするので、こういう言い方するとあれですけど、稼働しなかったとしても、面積当たりで出させていただきますので、実際はそれほど回さなくてよかったとすれば、その分は、先ほどおっしゃったようないろんな機械のほうの補填にも使っていただいたらいいんじゃないかなというふうに思いますが、さりとて、それで据え置くつもりはありませんから、ぜひまたそうした実情を教えていただいて、必要ときに必要な支援をとということでやっていますから、検討させていただきたいと思います。

（「よろしくお願いします。いいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。8番西原議員。

○西原好文議員

事項別明細書の29ページ、事業説明書の8ページです。八町制水門の維持管理費で558万円という結構大きな金額が出ております。ここ数年で油圧シリンダーのホースを換えたり、不具合が非常に見られるわけなんですけど、これは基本、県河川なんじゃないんですか。この制水門の管理は県がするんじゃないんですか。

何でかという、ここ数年、あまりにも頻繁に大型ゲートの修理費が出てきて、今回550万円を町が負担する必要があるものなのか、そこら辺をまず1点お願いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

八町制水門につきましては、県のほうで一定整備をいただきました後、財産の移管を町のほうに受けております。ということで、点検、それから、修繕に関しては町のほうの予算で今やっているというところであります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

そういうことであれば、今後の例を挙げさせてもらおうと、よその河川というか、幹線水路のゲートの扉あたりの不具合というか、補修あたりが今から先、40年近くたっているのも、あちこち出てきております。実際、3号水路についてもそうなんです。

これはかんがい排水の委員会の折に、幹線水路のゲートの補修の補助についての協議をされています。幹線水路に直角のゲート、幹線水路沿いに建っているゲートですよね、それについては、臨鉦ポンプのほうで補助する必要があるんじゃないかというような協議をされた経緯があります、実際。それを今、古川が県河川ですけど、町のほうにゲートを移管されて、そういった維持管理費を町がしなければいけないということであれば、ぜひ幹線水路の維持管理についても再度協議をしてもらいたい。それはかんがい排水の委員会に出されても結構です。そういった資料が多分残っていると思いますので。幹線水路に直角ですよ。横水路のゲートじゃなくて、直角ですから、幹線水路沿いのゲートの今から先の維持管理については、

幾らかなりとも臨鉦ポンプのほうで補助する必要があるんじゃないかというような協議をした経緯があります。

ですから、今回の古川の大型ゲートの維持管理費で結構多額の金が出ていますので、そこら辺は同じ河川だという認識でぜひ確認をしてもらって、課長、次のかんがい排水の委員会のときにでも資料として出してもらったら助かると思いますけど、どうでしょうか。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

まずは先ほど言われていたかんがい排水の委員会の資料内容、協議内容等を確認させていただいて、対応についてはこの場では控えます。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

7 番池田議員。

○池田和幸議員

事業説明書の 2 ページ、こども家庭センター事業費の中で、取組の内容について、こども家庭センター定例会の実施とか、体制・業務内容とか書いてありますが、これはあくまでも職員だけの体制でされるのか、それを 1 つ聞きたいです。

もう一つが、定例会を月 1 回実施と書いてありますがけれども、これは定例会の中身の実施、どういうふうな形で報告をされるのかですね。

2 点お願いします。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

池田議員の御質問にお答えいたします。

今回、4 月 1 日に開設いたしましたこども家庭センターが児童福祉業務と母子保健業務を一体的に実施するというので、健康福祉課の職員とこども教育課の職員で構成をしておりますので、この両課の職員が定期的に定例会を開催いたしまして、気になるケースや支援が必要なケースの情報共有や今後の支援の方向性などを協議する場としております。

定例会の中身は、先ほど申し上げました情報共有や支援の内容等について協議をします。
また、今年度は開設したばかりですので、今後、このこども家庭センターをより町民の方に知っていただくためのチラシ、広報等についても協議をしております。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、議会のほうに報告とか、そういうのはないわけですかね。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

池田議員の再質問にお答えいたします。

現時点で考えているものは担当事務レベルの情報共有ですので、この定例会を議会のほうで報告するという予定はございません。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

できれば、せっかくこうやって、これはずっと全国的にされているものだと思います。そして、2つの課が共有してされるので、もしよければ報告ぐらいはしていただくような検討をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

例えば、町全体に大きな影響を与えるような事案みたいなことが発生すればですけども、そうでなければ、非常に機微に触れるような情報もありますし、その中身を議会と共有ということにはなかなかないかなと。日常的な業務でいけば、自分自身も定例会の中身を全て把握はしておりません。ただ、個別に定例会の中で少し報告したほうがいいということは報告を受けます。

ですから、ここでやっていること全てということではなくて、当然、私も含めてですけども、そこは適宜判断をした上で、何か議会と共有すべきことがあれば、それは個別に判断

させていただきたいと思っています。

○井上敏文議長

よろしいですか。（発言する者あり）

ほかに。9番田中議員。

○田中宏之議員

事業説明書3ページをお願いします。

県内20市町で、うちが独自でするのが初めてということで、大変このことはいいことだと思います。

そこですけど、人間ドック・脳ドック、合わせて10人ですね。それと、人間ドックに脳検査をプラスしたのも10人。算出されていますけど、この算出基準というのはどの辺りからされたものですか。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

田中議員の御質問にお答えいたします。

現在、後期高齢者の健診を受診されている方の集団健診の実施者数と、国民健康保険で特定健診を受診していただいている受診者数と、その国保の方が人間ドック・脳ドックを受診されている割合等から今回は算出しております。

後期高齢者健診の集団健診を受診されている方の約1割の方がこの新たな事業で人間ドック・脳ドックを受診されるのではないかとということで20名としております。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

後期高齢者の方もすごく健康にはやっぱり注意しておられますので、私としてはもう少し多くなるかなと思いますけど、普通の国保の場合も脳ドックと人間ドックは受け手が多くて補正をしたような経緯もありましたけど、今回、この後期高齢者に対しても、もし多かった場合は補正に補正をするような考えはございますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

結果的に県内初ということになりました。これは健康福祉課のお手柄だと思いますし、土
渕議員のお手柄だと思います。

議会の中でも、後期高齢にちょうど移行する、まさに団塊の世代が移行されるに当たって、
今まで人間ドックを受けたりしてしっかり健康管理していただいたのが、後期高齢に移った
途端、助成がないと。特に、今は価格高騰の折ですから、受診控えなんていうことにならない
ようにということで、健康福祉課のほうが後期高齢者医療広域連合のほうに実は江北町で
こういうことをとってくれていたものですから、後期高齢者医療広域連合のほうでも江北
町の分ということで予算も確保してくれていました。

一応今のところこういう形にしていますけれども、当然、先着ということじゃなくて、そ
れで受診される方が増えれば補正ということも考えていく必要があるというふうに思います。

ただ、広域連合のほうも同じように付き合ってくれるかどうかというのはあるんですけど、
少なくとも制度としてスタートいたしましたので、そこは10人限りということではなくて対
応したいと思います。

○井上敏文議長

ほかに質疑はございませんか。8番西原議員。

○西原好文議員

一般会計の資料の中に7年度の一般会計の繰越明許費が資料で出されております。なか
なか繰越明許費の質問をする機会がないので、ぜひ聞いておきたいというのが二、三点あ
ったものですから、よろしいでしょうか。

資料とすれば、令和7年度江北町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の資料です。

まず、4. 衛生費の3. 上水道費の中の上水道の佐賀西部広域水道企業団施設更新負担金
が繰越しになるというので、どういったことなのか、1点お願いいたします。

それと、7. 商工費の中の江北町元気クーポン券については、昨日までずっと放送されて
おりましたけど、期限が終わって、あとは交換の時期があるものですからということでした
けど、何件ぐらい取りに来られていないというか、分かればお願いいたします。

それと最後にもう一点、その下の道路橋梁費の中の新渡大橋の橋梁補修費の負担金なん
ですけど、これは白石町の工事の報告の後ということでしたけど、年度内に処理できなかつ
たものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

その3点をお願いいたします。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の1点目の御質問にお答えいたします。

繰越計算書、4. 衛生費の上水道費ですけれども、上水道施設費ということで2,630万円繰越しをさせていただいております。こちらにつきましては、令和7年度事業分としまして当初予定をしておりましたが、7年度が国からの交付金が事業費の3分の1しかつきませんでした。このため、企業団が7年度事業の残りの3分の2と合わせて、令和8年度事業分も前倒しして国へ要望をされております。昨年12月に、先ほど申し上げました7年度の残りの3分の2と8年度の事業費分、前倒しした分を合わせて国から内示を受けております。このため、合わせた金額の2,630万円につきまして今回繰越しを行ったものでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

2点目の元気クーポン券の受け取り状況ということでもありますけれども、まず、受け取り率が約98.3%ということでもありますので、受け取られていない件数としては160人分ということでもあります。

ちなみに、換金につきましては現在4分の3程度済んでおります。

新渡大橋の負担金につきましては、江北町と白石町が共同で管理しており、ひび割れ補修を行い、現在、事務局は白石ですので、江北町は負担金を支出しているということでもあります。

今回、繰越しといたしましては、漁協や河川事務所との協議で、出水期等、避ける時期があったというところで繰越しをしているということです。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

まず、1点目の上水道、祖子分で今度、水道管をやられていますよね。あれは7年度の工事なのか、8年度の前倒し工事なのか、分かればお願いいたします。

それと、2問目の元気クーポン券、第11弾は98.3%、160人分という結構多いですよね。毎日のようにああやって放送されていて取りに来られないというのは、やっぱりもったいないという気がします。今まで11弾されていて、大体一緒ぐらいの割合で取りに来られていなかったものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の1点目の御質問にお答えいたします。

今現在、祖子分地区から江口までの管の更新工事をされている分につきましては7年度事業分になります。

以上です。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の再質問にお答えします。

受け取り率98.3%ですけど、これまでの配付率につきましては大体99%を超えるぐらいであったと思います。何で今回少なかったかといいますと、やはり年度替わりとかで配られる前に異動されたりとか、引っ越しをされたりというところでロスが多く出ているというふう

に分析をしております。

以上であります。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

7番池田議員。

○池田和幸議員

事業説明書の12ページ、町道東分～下惣線ですけども、ここにスケジュールが書いてあります。令和8年12月に工事完了、令和9年1月から供用開始と書いてありますけれども、8月の工事開始から工事完了までこんなに長引くものなのか、その辺をお願いします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

現在、町道東分～下惣線につきましては、警察等と協議をいたしまして設置位置等の確認を行っているところであります。県警が設置する信号機、こちらがおおむね12月までにつくというところで、そこに併せて周辺の道路改良工事を行っていくということで、現在、1月の供用開始を目指して進めているということであります。

ですので、あくまで信号機等のスケジュールに周辺の工事も併せていくという形で進めたいと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、12月の工事完了はしないわけですよね、1月に信号機と併せて残りをすることをおっしゃったので、そしたら、工事完了が12月と書いてありますけど、1月にも工事があるわけですかね。そういうふうに聞こえました。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、御存じのとおり、私ども江北町だけではなくて、信号機の設置があるものだから、信号機の設置のスケジュールは我々がコントロールできないものです。ただし、信号機は12月までにつくということなので、それと併せて工事も完了させないといけないものですから、12月末までに工事も終わるし、信号もつく。ですから、1月からは供用開始できますよということになっているということです。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、例えば、お正月にはできているということは分かりませんか。いや、何でかと

いうと、せっかくこうやってうちの町に信号がついて新しい道路ができるんだったら、正月は新しい気分で作るんじゃないかなという気持ちがありましたので、その辺、いかがですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

1 月供用開始ということですが、だからといって正月にというのは、警察は開いているかもしれませんが、要は1 月何日から供用できるというのは、もう少し工事が進んで、信号設置もある程度めどが立てば、いつから信号がつくとかいうようなことは報告ができるかなというふうに思います。

だから、初日の出登山のように、1 月 1 日に渡り初めするほどの歩道ではないんですけど、1 月からは使っていただけるようにはするという予定で進めさせていただきます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36 条第 1 項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第 13 議案第 35 号

○井上敏文議長

日程第 13. 議案第 35 号 令和 8 年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第35号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第36号

○井上敏文議長

日程第14. 議案第36号 令和8年度江北町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

提案理由の中に交付決定に伴う国庫補助金の減額及び企業債への財源組替えと書いてあります。この辺の説明をお願いしていいでしょうか。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えいたします。

今回、資本的収入及び支出ですが、公共下水道事業債に補正額2,080万円の増、併せて公共下水道事業国庫補助金に補正額2,084万円の減、ほぼ同じ金額が増減として上がっておりますが、これは公共下水道ストックマネジメント事業に係る国庫補助である社会資本整備総合交付金が当初予定していた額の3分の2しかつかなかったことから、つかなかった2,084万円は国庫補助から減額をさせていただいております。ただし、減額した分のうち2,080万円につきましては、国庫補助がつかなかったことから、企業債にて補うことで、今年度計画しております公共下水道ストックマネジメント事業を予定どおり実施するために今回財源組替えを行っているというものであります。

以上でございます。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「後でまた詳しく聞きます」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第36号は常任委員会に付託することに決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開14時45分。

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

それでは、今期定例会において各常任委員会に付託されました議件案について報告いたします。

令和8年6月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務文教常任委員会付託分

議案第27号 議案第28号 議案第30号 議案第31号

議案第32号

議案第34号 歳入全部と歳出のうち

款1 議会費

款2 総務費のうち議会事務局、総務政策課及び町民生活課所管

款3 民生費のうちこども教育課所管

款4 衛生費のうち町民生活課所管

款9 消防費 款10 教育費

議案第36号

○産業厚生常任委員会付託分

議案第29号

議案第34号 歳出のうち

款2 総務費のうち地域づくり課所管

款3 民生費のうち健康福祉課所管

款4 衛生費のうち健康福祉課所管

款6 農林水産業費 款8 土木費 款11 災害復旧費

議案第35号

以上になります。

○井上敏文議長

報告が終わりました。

以上のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日の常任委員会は9時30分開会となりますので、よろしくお願いいたします。

皆さんにお知らせいたします。この後、15時から執行部による議員説明会が開催されますので、議員控室にお集まりください。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時47分 散会